

令和4年度第3回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第3号）

令和4年6月14日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

8番 岩永 宏介 君

2番 井藤 はづき 君

5番 田上 英司 君

7番 森田 優二 君

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 中城 峯雄 君 2番 井藤 はづき 君

3番 宮川 一幸 君 4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君

9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君

11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君

14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安田 哲也 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 藤木 正幸 君 副町長 宮本 正 君

教 育 長 上杉 奈緒子 君 総務課長 野口 壮一 君

企画財政課長 本田 隆裕 君 町民税務課長 畑野 英樹 君

福祉課長 西本 和美 君 こども未来課長 沖 勝久 君

健康づくり保険課長 作田 豊明 君 農業振興課長 井上 辰弥 君

商工観光課長 河地 克敏 君 建設課長 島田 誠也 君

環境保全課長 鶴野 修一 君 会計管理者 田中 智徳 君
学校教育課長 本田 恵美 君 社会教育課長 緒方 良成 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。順番に発言を許します。

○8番（岩永宏介君） 8番、岩永宏介です。

私は令和3年度第7回定例会12月議会において、SDGs、持続可能な開発目標についての一般質問を行いました。そこでわかったことは、SDGsに関する役場職員の皆さんにまだまだSDGsが浸透しておらず、それを意識した取組みも行われていないということでした。

そこで、今回もSDGsに関する質問を行います。質問は大きく分けて3つあります。

まず、1点目の質問ですが、SDGsに関する本町の取組みについてであります。これは昨年12月定例議会で一般質問を行いましたので、それ以降、SDGsに関する取組みに進展があったのかなかったのか。また、進展があったら、その後の取組みについて質問をいたします。

あとの質問については、質問席から行います。よろしくお願いします

○町長（藤木正幸君） 岩永議員のSDGsに関する本町の取組みについてお答えいたします。

SDGsは2015年9月の国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標で、2030年までに達成すべき17の目標を定め、全ての国連加盟国が社会、経済、環境の3側面における総合的な取組みを推進するものであり、貧困の撲滅など誰一人取り残さない社会の実現を目的としているものです。

御船町においては、令和元年12月に策定した第6期御船町総合計画の中で、SDGsの視点を取り入れ、それぞれの基本施策と関連するSDGsの17の目標をひもづけることで、その達成を意識した取組みを進めているところであります。令和3年度には、御船町SD

G s ロゴマークを作成し、ピンバッジや職員の名札にロゴマークを付しています。また職員一人一人がSDG s の理解を深める必要があることから、本年度には御船町SDG s 推進のための職員研修会を予定しております。

また、SDG s は課を超え職員同士の課題認識や合意形成も必要不可欠であり、役場における日常的な業務もSDG s の目標に合致するものと考えております。何よりも、総合計画を着実に推進し目標達成に向けて頑張っておりまいます。

その他、個別質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○8番（岩永宏介君） 今の町長の答弁でも若干触れられましたけれども、12月の一般質問以降取組みに進展があったか。あったならばどのような取組みを行ったか。そのあたりをさらに詳しくお願いしたいと思います。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

町では、SDG s の推進のシンボルとして、恐竜をモチーフとしたロゴマークを作成しました。現在町の全職員がロゴマーク入りのピンバッジとストラップ、名札を身につけ、SDG s を意識して行動するよう取り組んでおります。ほかにもPR用バックパネルを作成し、町を挙げた取組みの姿勢を広く示しております。

○8番（岩永宏介君） 私も今胸につけておりますけれども、これに驚いたといいますか、恐竜をモチーフにしてそういうのが作られているということについては、やはり「オッ」と思いました。そういう形でピンバッジ、職員の方のストラップですね、そのあたりでは対応が非常に早かったので驚いたところですが。デザインもいいですね。このことは評価したいと思います。

最後のほうでおっしゃったPR用のバックパネルというのは、あんまりなじみがございませんので、そのあたりで簡単に説明をお願いしたいと思います。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

縦2.2メートル、横3メートルのナイロン生地 of 布で、庁舎会議室で行う記者会見とか、各種式典、イベント会場におけるブースなど、様々な場面で多くの人の目に触れるように、会場後方に張り付けるものです。先ほど申しましたロゴマークがふんだんに描かれておりまして、SDG s に積極的に取り組んでいる恐竜の郷としてPRするものです。

○8番（岩永宏介君） そういう説明を受けますと、たしか藤木町長が記者会見といいますか、インタビューを受けられる中で、バックのほうにそういうのが見えておったなという気が

いたしました。

そういうことで、あと今後予定する取組みとしてはどのようなのが挙げられますか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

職員一人一人がSDGsを意識し行動することが重要であることから、今年度はSDGsの理解を深めるための職員研修会を実施する予定です。また、第6期御船町総合計画において、それぞれの目標をSDGsにひもづけ、SDGsの達成を意識しながら進めていくように進捗管理をしっかりとやっていきたいと思います。

○8番（岩永宏介君） 今出ました職員研修会、これは絶対必要だろうと思いますけれども、その期日とか内容とか、研修の形態とか、そういう具体的な説明をお願いしたいと思います。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

研修時期としましては、今年の7月下旬を予定しております。現在、熊本県立大学と講師派遣や日程等について協議中です。内容は、初めてSDGsに触れる職員が理解できるように、入門編を考えております。同じ内容の研修を2回行いまして、全職員がどちらかを受講するようにしたいと思います。

なお、今回の庁内研修だけでは終わらず、今後も継続的に研修機会を設け、職員の意識の高揚が図られるよう努力してまいります。

○8番（岩永宏介君） 進めていただきたいということです。

それでは、先ほど企画財政課長からこういう発言がありました。「第6期御船総合計画において、それぞれの目標をSDGsにひもづける」と、「そしてその達成を意識しながら進めていく」という発言がありましたけれども、私は第1回目の一般質問においては、まずロゴマークが入っているところが、ここではおかしいという指摘をしました。それでそれについてはどうか検討されたと思うんですが、やはりあれは私は飾りといいますか、そういう色合いが強いのと思っております、今でも。これは後で私が具体的な例で実際にそういうところを示そうと思っています。

それで、私はそういう意味では、今申し上げたように、総合計画をやはり修正する必要があると思います。それについてはいかがでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 議員御指摘のとおりです。現在運用しております第6期総合計画の前期の基本計画が令和5年度までとなっており、後期の計画を策定する際には、S

D G s の内容をもっと具体化して関連がわかるように素案に盛り込みたいと思っております。

○8番（岩永宏介君） やはりそういうふうに、変えるというのはなかなか修正は困難と思いますが、ちょうど計画ですか、あるいは令和5年度で一応終わりですので、それ以降については、これは当然前のを参酌しながら計画を作り直すわけですね。その際には今おっしゃったような形でぜひ検討いただきたいと。検討といいますか、やはりそんなふうにしなないといけないと思います。

それでは、ちょっと変えますが、ほかの課で、取組みがあれば紹介してほしいと思います。どうでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

具体的な取組みの1つとしまして、環境保全課では地球温暖化対策に取り組んでおります。令和3年3月31日、熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村と共同で熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を策定しております。この計画では、住民や事業者と一体となって対策を進めるに当たっては、行政の率先的な取組みが重要であることから、公共施設等におけます率先した省エネ、蓄エネ、再エネを重点取組みとされています。

御船町におきましても、御船町地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定いたしまして、照明のLED化等による省エネ、それから公用車としての電気自動車の導入などによる次世代交通のシステム構築などの取組みを、これから関係課と協議しながら進めていくこととしております。

また、第6期御船町総合計画に位置づけましたわくわくプロジェクトによりまして、わくわく環境教室を計画しております。この取組みにつきましては、次世代を担う町内の小学生を対象に、燃えるごみの処分、資源物のリサイクル、生活排水の浄水方法や地下水保全及び節水などの意識を向上させようとするものです。環境学習を希望する学校が恒常的に環境学習を受けられる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

○8番（岩永宏介君） 今こういうことはわかりました。地球温暖化対策に取り組んでいるのは環境保全課であるということが1点です。それから、ただ、この取組みというのは環境保全課単独でやっているというわけではなくて、熊本連携中枢都市圏を構成する18市町村と共同で行っているということですね。だから、取組みはやはりその18市町村と共同でやっているというのがわかったわけですが、そしてこの計画もあるわけですね。熊本連携中

枢都市圏地球温暖化対策実行計画というのが作られているということで、この計画では、住民や事業者と一体となって対策を進めるということが念頭にあるわけです。ところが、住民や事業者あたりにばつとそういうことを勧めても、やはり難しいだろうということで、行政が率先的に取組みを行うということで、まず公共施設等による率先した省エネ、蓄エネ、再エネを重点取組みとされています。そのように確かにうたっています。

片方では、御船町は地球温暖化対策実行計画を作成しているということです。どっちが早かったんですか、作成は。連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画のほうが後で、その前に御船町は地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定しているわけですね。そういう認識でいいですか。逆ですか。逆になりますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

作成の順序につきましては、熊本連携中枢都市圏が先でございまして、それに合わせる形で当町も策定したということでございます。

○8番（岩永宏介君） 連携中枢都市圏の実行計画を受けて、御船地球温暖化対策実行計画を行うという認識でよろしいですね。

そしたら、ここにインターネットからプリントアウトしました御船町地球温暖化対策実行計画、これですよね。これは2019年2月御船町と書いてあります。これを読みますと、この内容なんですけど、まず、これは2019年の2月に完成しているという認識でいいだろうと思いますが、では、公共施設と御船町の公共施設等による率先した省エネ、蓄エネ、再エネを重点取組みとするわけですので、御船町の公共施設等、これは対象の施設は幾つありますか。対象となる施設は何カ所ありますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

対象としております施設につきましては、恐竜博物館、スポーツセンター、そういった大きな公共施設もございすけれども、公民館、分館であったり、小学校もございす。計31施設を対象としてあります。

○8番（岩永宏介君） ここに書いてあるのは、これの3ページには、対象とする町所有の施設、その1が31、その次に、その2が出てくるんですが、これを合わせると51になりますが、いかがですか、どうでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） はい、失礼いたしました。議員御指摘のとおり、子育て支援施設それから公園等も含めると51施設になります。失礼しました。

○8番（岩永宏介君） これを見てから、対象施設が、例えば学校とか保育園というのはわかりますが、例えばこども未来課管轄あたりでも、学童保育とか、そういうのがあるわけですね。それからあとは今おっしゃった公園とかがありますので、こういう、例えば社会教育課が管轄しているのが非常に多いですね。商工観光課も割と多いと思います。あとは学校教育課です。それから健康づくり保険課というのも書いてあります。管轄所管課というのがですね。

では、これは大体削減するという計画の期間といいますか、これは、令和5年度までと理解していいですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当該計画の期間につきましては、2019年度から2023年度、令和5年度までの5年間と定めております。ただ、5年ごとに更新を行うということとしております。

○8番（岩永宏介君） 令和5年度までということで、今は4年度でしょう。だから、今年を含めてもう2年もないということで、それでこの総合計画を開けてみたんですが、あと2年しかないんですが、例えばこの総合計画の32ページには御船町公共施設温室効果ガス排出量と書いてありまして、2017年度、平成29年度の現状は、現状値1,420と書いてあるんです。二酸化炭素に換算して1,420トンということになると思います。それを削減、令和5年度には1,400トンであったのを1,376トンにするという目標値が、成果目標の値が掲げてあるんですが。これはあと1年半ぐらいで達成は可能ですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

この目標値の達成につきましては、これまでLED化などを取り組んでおりますけれども、このような取組みだけでは達成は困難と考えております。また、母体となります温室効果ガスの削減につきましては2030年度まで40%削減ということも、国も示しておりますので、こういったことから全庁的な取組みが必要と考えております。

○8番（岩永宏介君） もうちょっとわかりやすく言うと、町が持っている公共施設全体の排出量をということなんですが、ちょっとこんなことを聞いていいかわかりませんが、鶴野課長は、今の環境保全課にいらっしゃる、課長になる前はどちらにいらっしゃったかという、商工観光課でしょう。そしたら、そういうその課では温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みは行われましたか。例えば、所管課の商工観光課が管轄する鼎春公園、宮部公園、妙見坂公園、軍人墓地、あと街なかギャラリー、そういうところで、今言ったよう

な公共施設でそういう取組みを促しているとか、そういう事実はありますか。いかがでしょうか。ありましたか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当時の話ということですがけれども、全庁的な取組みとして、こういったＬＥＤ化というのは社会の潮流として取り組んでおりましたけれども、温室効果ガス削減に向けた取組みということの大号令の中で、こういったところで取り組んだというのは、商工観光課を含めてなかったものと承知しております。こういった部分を含めて本年度から本格的に取組みを開始するということとしております。

○８番（岩永宏介君） 結局、まずは、連結中枢都市圏でも庁舎だけに限らず、やはり削減を呼びかけていって、全体として減らしていくということですが、それもやられているかあやふやですよ。

それであとは、そういうことがあるから何とか、役場庁舎内だけの取組みのレベルから公共施設全体にレベルアップせにゃいかんと思います。そして、やはりそういうことで、あと町民の方々の活動とか、そういうふうにだんだん御船町全体でのレベルでの問題ですので、地球温暖化問題は。

国もＳＤＧｓを全国的に実施するためには、全国の自治体及びその地域で活動するステークホルダー、利害関係人による積極的な取組みを推進することが不可欠である。これは日本政府が掲げる実施指針に書いてあるわけです。だから、それはともかくではなくて、未来に向かって動いていくならば町内で活動するステークホルダーの典型は町民ですので、町行政としては、ステークホルダーである町民に対して、今やはり地球温暖化、これはＳＤＧｓの中でも最大の喫緊の課題ですので、具体的な行動をきちんと指し示すときが来ているのではないかなと。そしたら2030年にも間に合うというか、考えられます。これについては、企画財政課長、いかがでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 御意見のとおりであると認識しております。ごみの減量化や節電などについては広報紙で呼びかけるなど、住民への周知を徹底するべきだと思いますし、役場庁舎をはじめ、町公共施設の節電に取り組むなど、身近なところから行動を積み重ねていくべきだと考えております。

○８番（岩永宏介君） 環境保全課長はいかがでしょう。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

公共施設におけます具体的な取組みを率先して推進しながら、段階的にその取組みを一般家庭それから企業へと広げていく必要が重要であると考えております。

○8番（岩永宏介君） その線で、その方向で、令和5年度の目標値をクリアしてほしいと思います。

今度は2つ目の質問に移ります。これは大きな2番目の問題は、SDGsの視点を踏まえた廃棄物処理施設のあり方について。上野地区に整備予定の廃棄物処理施設はSDGsの視点を踏まえて建設されるものと私は確信をしております。

町長のお考えはいかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

上益城5町で御船町上野古閑原・古閑迫地区に整備予定のごみ処理施設は、住民生活や企業活動で発生した廃棄物をエネルギー回収施設等で受け入れることで、処理過程で発生する熱エネルギーを再生可能エネルギーとして活用し、発生した電気や熱を利用できる資源循環のモデルとなる施設であります。加えて堆肥化施設、リサイクル施設による廃棄物の削減や再利用など、SDGsに掲げられた目標の達成に寄与する施設であります。御船においても、このような取組みを通して第6期御船町総合計画に掲げた環境負荷を軽減し、良好な環境を保全していくために、ごみの分別が適正に行われ、廃棄物が適正に処理される循環型社会の構築を図ってまいります。

○8番（岩永宏介君） 個別の質問に移りますが、環境保全課長の鶴野課長にお尋ねしますが、施設が整備されることに対する町民の不安や期待については、どのように理解しておられますか。よろしいでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

地元説明会での意見を参考にしますが、施設からダイオキシンなどの排出ガスが排出されること、また排水への懸念、それから景観悪化や風評被害、ごみや交通量の増加並びに交通安全への不安などの御意見があったと承知しております。また、今回の民間事業者による計画が地元雇用や地域活性化などにつながることも期待をされていることも承知しております。

○8番（岩永宏介君） このあたりは、私よりも昨日のところでも出てきたと思いますので、深くはいきませんが、それに対して、ではこれだけは確認したいと思いますので、そういう不安に対して、県や事業者はどのような対策を考えているのか。どういう対策を考えて

いますよと、地元説明会などでは明言しておられていますか、いかがですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

これまで説明会等で、資料を用いて説明をされた現時点での対応方針ということで答弁をさせていただきます。排ガスへの影響の懸念に対しましては、計画されている施設は最高水準の排出基準が適用されておりまして、事業者はその徹底や遵守を行い、また測定結果を公表し、外部委員会等で確認がされることとなっております。

排水の影響への懸念に対しましては、廃棄物処理の過程で生じます汚水は焼却施設内で噴霧処理されまして、外部に放流されることはありません。また、廃棄物の保管につきましても、屋内で保管されますので、汚れた雨水が敷地外に出ることはございません。このような万全な汚水処理対策が講じられることとなっております。

景観の悪化に対する懸念につきましては、これまでの意見を踏まえまして、施設整備時に配慮されるものと承知しておりますが、町広域連合からも引き続き事業者へ申し上げていきたいと考えております。

ごみ増加への懸念に対しての対応につきましては、事業計画において、焼却灰や不燃物などは地域外の最終処分場やリサイクル施設に持ち出して、地域内には残らない計画となっております。また、町としましても周辺の不法投棄対策あたりを実施してまいりたいと考えています。

交通増加や交通安全への不安の解消につきましては、事業者により道路への搬入レーンや場内の待機場を設け、交通渋滞を回避することと併せまして、通学時間帯の持ち込みや搬出車両の規制を行うことで、交通安全への対応も検討されているということです。

このような対応を広域連合4町とも連携をし、事業者と今後協議をしながら確実に履行していただくことで、風評被害や住民の皆様の不安払拭に努めてまいりたいと考えています。

○8番（岩永宏介君） そのとおりだろうと思いますよ。しかし私は、例えば排ガスについても、これは排出基準が法律で決められているからまあまだしもとしておきます。ただ、測定結果は間違いなく公表されるのだろうか。あるいは外部委員会で確認できるというのが、外部委員会というのはどういうものか。メンバーの構成はどうなっているのだろうか、疑念といいますか、次々に湧いてきて、廃棄物は屋内で保管しますと言われるけれども、それは法的な義務ではないわけでしょう。そしたら、本当にそれが守られるのだろうか。

突発的な場合はやむを得ないということにつながりますが、想定量を超えるような、そういう廃棄物が出てきたときに、やはり野積みになったり、そういう心配、本当に大丈夫なのだろうか。

次に今度は、道路への搬入レーンとか場内に待機場を設けて道路渋滞を回避すると言われるんですが、併せて通学時間帯の持ち込み、搬出車両の規制も行おうとおっしゃるけれども、やってくれる保証はないなとやっぱり思うし、道路渋滞がそれだけでは解決策にならないということもありますよね。

そして最後に課長は、こんなことを言われた。課長は先ほどの答弁の締めくくりとして、「広域連合ほか4町とも連携をし、事業者と協議しながら確実に履行していく」と言われたんですが、逆に、その協議・連携とか、事業者と協議しながら「確実に」と表現されているんだけど、そしてそれだけで住民、町民の方々の不安払拭に取り組んでまいりたいと答弁をまとめられたわけです。このことから、それでできるのだろうか。事業者と協議しながら確実に履行していくと、払拭に取り組んでいくとおっしゃるけれども、失礼だけれども、おぎなりの答弁に思えるんですよ。そのあたりは、これはなかなか、一応課長の答弁を聞きたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員の御不安また御指摘については、改めまして受け止めるところでございます。昨日の町長答弁とも重なりますけれども、これから事業者が実施する環境アセスメントにおきまして、住民の方が不安に感じておられる、また議員の御指摘の部分などを、先ほどの私が答弁しました事項、こういったものをしっかり今後行うアセスメントに対して明記するとともに、今後環境アセスメントのプロセスを経まして、環境保全協定や立地協定等を締結する際に明文化し、履行を促していきたいと考えております。

○8番（岩永宏介君） 私はそうしていただきたいというのは思うわけですが、こんなことを私は思うんですよね。県や事業者はこんな説明をされてきたわけです。この対策をしますよと説明してきておられるけれども、それをもう一度整理する必要があると思います。あとの質問も、これだけではないですもんね。もっと大きな懸念があったと思うんですよ。それはまた質問しますが、整理する必要がありますが、この作業というのは、それを整理するというのは、個人では行えないと思うとです。行うことはできないと思います。複数の人間で協議しながら行う必要があると、前々から思っています。そして、明言されたこ

とは県や事業者と確認し合う作業が必要ということです。こういう対応をとってくれんですねというのは確認をしなければいかんし。むしろ、わかりやすく言いますよ、口約束を明文化する。つまり文書化ですよ。文書化して、法的性格を持たせることが大事だろうと思います。

これは非常に、事業者に対する圧力になるような感じだけれども、実際はこういう作業を通じた中で、事業者と地元の信頼関係もでき上がると思います。そういう意味で、懸念や不安について検討したり、町民を代表して県や事業者、広域連合に意見を述べたり話し合いを組織、協議会を作る必要があると思います。

そして、施設が完成したとします。まだ先の話だから言わなくてもいいと言われればそうなんですが、専門家を入れた第三者的な監視機関を設置すべきだと思います。これは、上野地区の説明会においてもこのような組織を求める意見が出ていたわけです。これは、私は非常に賛同する意見として感じておりました。

ではさっき言いました懸念や不安を、ほかにも私はもっと、どれが大きいかは言うたらいかなですけども、例えば熊日新聞が報道した時点で、例のリークされた新聞ですよ。

あれを見てから、多くの人が抱いた懸念は何だったですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

全ての方が思われた懸念ということに対しましてはなかなか申すことができませんが、大きくは従前の計画が変更されたことに伴って、産業廃棄物が搬入されるという計画になったということだと思います。

○8番（岩永宏介君） 通学路の問題とか、それから産廃の問題を、非常にやはり、それともう1つ、だから3つ挙げるといえば、これが1つ入ると。産廃というのがほかの新聞にも載ってましたね、言葉が、文字が。だから、それについては、事業者はどのように回答をされていたんですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

上野地区で行われました事業者説明会において、この産業廃棄物の考え方を、大栄環境株式会社の方が言及されたことがございました。これを引用しますと、これまでの経験を踏まえた発言として、一般廃棄物と産業廃棄物の区別は曖昧であること。これは昨日の答弁で私も答弁をさせていただきました。また、国が提唱しております各地域が美しい自然環境等の地域資源を最大限活用しながら、自立分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に

応じて資源を保管し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すといった地域環境共生圏を構築していく考え方の中で、現行の一般廃棄物は自治体、産業廃棄物は民間、このような枠組みにとらわれない考え方がこれからは必要であるということも申されておりました。

○8番（岩永宏介君） 私もそれは非常に印象深くその発言を聞いていたんですが、やはり法律の不備と言ってしまっていていいんでしょうかね。私はそのように捉えているんですが。こういう施設がどんどん先行して行って、法律が後から追いついてきているというか、だから、そういうところをもうちよっとちゃんとしないとやはり、これは大きな問題ですよ。だから、こういうことです。そこのところは、産廃も一般廃棄物も変わらないわけですよ。そのあたりも、やはり地元の方々にもしっかりと理解してほしいし、町としても丁寧な説明を繰り返し繰り返し行う必要があると感じます。そして、昨日も出ました言葉として、迷惑施設といった社会の認識もやはり変える必要があるだろうと思います。

この点については今言ったようなところでまず打ち切りたいと思いますが、地域に対する貢献度は、これです。私たちが議員として大栄環境の施設を見に行ったときの現地視察で、こういう表現があったんですよ。現地視察に行った同僚議員から、「地元雇用を積極的にする企業だと伺っていますが、御船の施設ができることになれば、多くの人材の雇用を期待したい」という旨の質問があったんです。そのときに、三重中央開発、これは大栄環境の子会社です。実際の焼却施設とか堆肥に関するような施設、リサイクルする施設が三重中央開発という子会社で、そこがやっているわけですが。その会社は9割弱が周辺地域からの雇用であると。ほかの自分のところの事業所のどこも現地雇用を行っている。そして地域で若いメンバーが幹部社員になり、会社を経営していくと答えられているんです。覚えていらっしゃるでしょうか。やはりこの会社というのはすごいなとひとつ思ったところなんです。だから、現地に地元の人が残ってから、施設を運営する幹部社員になっていくならば、やはり私は地元を愛する気持ちがあるから変なほうには流れないだろうという期待が持てるし、そしてほかのことも、地域おこし、地域貢献、そのあたりではもう実績があるわけです。だからそのあたりもしっかり地域住民の要望を聞いて、その実現に向けて尽力してほしいと思います。

そこで次に、今度は別の最後の質問に移ります。3番はSDGsとロシアのウクライナへの侵攻について。SDGsの理念、考え方と真逆な行為が武力行使や戦争である。戦禍

にあえぐウクライナ国民に対して町当局、並びに私たち町民は傍観していいのか、町長の見解を伺いたと思います。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

ロシアによる激しいウクライナ侵攻が続いています。国連では2015年にSDGsが採択されて以来初めて起きた戦争であります。戦禍で子どもたちを含む失われている多くの命や生活基盤、自然環境の破壊は計り知れない状況にあり、何の罪もないウクライナの人々が差し迫った脅威にさらされております。

SDGsのゴール16番目に、平和と公正をすべての人にと掲げられています。今回の軍事侵攻をSDGsに照らし合わせれば、侵略行為であるとともに、戦争はいかに社会を後退させるかということが、見て取れます。

このような中、戦争被害に苦しむウクライナ国民へ各国からの人道支援が行われております。ウクライナ危機で困っている人たちへの支援は様々な方法がありますが、御船町では今回の補正予算に熊本県町村会と連携した義援金等の予算を提案させていただいております。両国の早期終戦と平和を願う思いでいっぱいであります。

○8番（岩永宏介君） 今のは非常に大賛成でした。この一般質問をしようと思って、新聞を休憩時間といたしますか合間に読んでいたら、お手元に配布しました玉名市在住の小学校の先生が、「子どもらの命、大人が守って」というタイトルで熊日新聞に投稿されている記事、投稿文が6月1日熊日に載りました。これについて、教育長に、感想といたしますか、それをお願いしたいと思います。

○教育長（上杉奈緒子君） お答えいたします。

戦争や紛争によって失われるものは一人一人の命であり、一人一人の人生です。SDGsの誰一人取り残さない世界とはかけ離れたものだと思います。第二次世界大戦後に世界人権宣言が出されて今年で74年になります。多くの犠牲を出した戦争への反省から、全ての人の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるなど、それらを守るためには教育が大切であるということが宣言されました。

その後、国連などによって世界中で人権教育啓発の取組みが長く行われてきたところではあります。マザーテレサが、「私たちは大きいことはできません。小さなことを大きな愛を持って行うだけです」という言葉を残しておりますが、その言葉のとおり、教育委員

会としましても人権教育を充実し、教育と啓発によって一人一人の人権が守られる世の中を作っていく必要があると考えております。

今後とも、様々な人権問題を解決するための教育啓発に一つひとつ取り組んでまいりたいと考えております。ウクライナの問題に関しましても、恐らく平和教育の中で各学校で考えているものだと思っております。

○8番（岩永宏介君） では、宮本副町長、お願いいたします。

○副町長（宮本 正君） 読者の方々、投稿されるに当たっては、大体の方が相当時間をかけられて練られて文章を作られていると思うんですけれども、この方の投稿を私読ませていただいて、私より少し下の年代の方ですけれども、導入から非常に文面がうまいんですよね。その辺は別に置いて、戦争というものが人の命を奪うとか、人類の財産を消滅させる、破壊する、そうしたところから考えたときに、議員御質問のSDGsの観点からすると、人がどうやって幸せに生きていくかということがそのピンポイントだと思いますので、こういった行為が、大半の方はこの投稿を読まれて思いを同じくされたのではないかなという受け止めをしております。

○8番（岩永宏介君） 副町長は、SDGsは幸せが目標といいますか、これはこの前も聞いたような感じがいたします。賛同いたします。

それでは、町長、感想を。

○町長（藤木正幸君） この文章を見まして、私は私なりに町の長としてどういったふうに考えるかという、視点を変えて読ませていただきました。

この町を運営するに当たり、私はこの町の町民に、この町に住み続けていただきたい、また、この町が生き続けてもらいたいという思いの中で、この町政運営をしております。この住み続けるまちづくり、そして生き続ける、生き続けるというのは後世に私たちの今の姿を引き継いでいかなければいけない。この観点を申しますと、やはり人と人とのつながり、これが一番大事だなと感じております。そのことを説いてある文章がここに入っていると思います。やはり人がつながるためには、後世に自分たちのものをつないでいくには、やはりいかに自分たちの子どもを大切にしなければいけないか。子どもを育てなければいけないか。子どもに学びの場を与えなければいけないかというものを説いていくことが大事になってくると思います。

先般、ウクライナ問題で、私はボランティアで街頭募金に立ちました、びぶれす広場の

前です。街頭募金に立って感じたことがありました。一番多く募金をしていただいたのは、子育てが終わった世代のお母さん方が一番多く募金をしていただきました。ウクライナの子どもたちへの支援という名目の募金でしたので、やはりものすごく熱い気持ちが出ていました。次に多かったのが子どもたちでした。親が子どもにお金を与え、子どもたちが走って募金箱に入れてもらう。また子どもたちが募金箱に自ら入れていただく。こういった子どもの行動を見ても熱い思いを感じさせていただきました。

やはり、このウクライナ問題は絶対私は許すことができない侵略戦争だと感じております。その中で、私たちができること、これは一人一人が今考え、前に進むために何を思い、何を行動するか、この集まりがまた大きな募金活動となっていくのだろうと思っております。

町民がこの地に住んでいただくために何をしなければいけないか。町民が住むために親として子どもに何をしなければいけないか、これを大きく感じさせていただいた今のこのウクライナ問題だと思います。私たちの子どもと思ひ、ウクライナの子どもたちのためにできる限りのことをしていきたいと感じております。

○8番（岩永宏介君）　ありがたいと思いました。感想を言っていただきました。

それでは、私は高校の政治経済を教えておりましたので、この我が国の憲法の第9条第1項、これはもう今でも暗唱できます。それを、ここから考えてみたいと思いますが、すみません、総務課長、日本国憲法第9条第1項はどのようにうたっていますか。

○総務課長（野口壮一君）　憲法第9条第1項には、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とうたわれております。

○8番（岩永宏介君）　私は、これがいわゆる武力による威嚇とか武力の行使、戦争ですね、これを放棄、捨ててしまうということを、こんなふうな表現をしているわけですが、この観点から、こういう日本国憲法というのは最高法規ですので、これが頂点にあるわけですが、この最高法規から考えても、今回のこの武力による侵攻というのは本当に許せないという気持ちで、わなわなと手が震えるような気がしております。

それに対して、だから、こういう憲法を持っている私たちは、ただ傍観していていいのかということですので、1つ提案をしたいと思います。この資料の中にも、他の市町村では人道支援ということで、ウクライナへの募金活動等をやっておりますので、やはりこの

あたりで意思表示もしたいと。議会ではこの前は抗議文あたりを採択いたしましたけれども、続けて庁舎内においてこういう募金箱を設置して、ウクライナへの人道支援の義援金を、庁舎にいらっしゃった町民の方々に呼びかけてほしいという提案でございますが、いかがでしょう。

○総務課長（野口壮一君） 今回のロシア軍によるウクライナ侵攻が長期化している現状を踏まえて、今でもウクライナ国内で命と生活が差し迫った脅威にさらされ、また国外へ避難されているウクライナの人々を人道支援するために、庁舎内に募金箱の設置を進め、来庁される方々にウクライナ人道支援募金への協力を求めてまいります。

○8番（岩永宏介君） そういうことで事務的な部分とか大変な御苦勞もあると思いますけれども、ぜひそれを御船町としてやってほしいということで、お願いしたいと。

これで、私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） これより11時10分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問の前に、鶴野環境保全課長の発言を許します。

○環境保全課長（鶴野修一君） 先ほど、岩永議員の一般質問の私の答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

議員の御質問の中に、御船町と熊本連携中枢都市圏の地球温暖化対策実行計画の策定の順序について質問があったと思います。これにつきまして、私が熊本連携中枢都市圏の計画が先ということで答弁させていただいたんですけれども、御船町が令和元年2月に策定をしておりますので、御船町がさきに策定をされておりましたので、訂正をさせていただきます。

○議長（池田浩二君） 岩永議員、よろしいですか。

○8番（岩永宏介君） はい。

○議長（池田浩二君） 一般質問を行います。

○2番（井藤はづき君） 議席番号2番、井藤はづきです。通告していただいたとおり、一般質

問を行います。

日本国憲法第11条、12条で基本的人権は犯すことのできない権利として、全国民に与えられ、その自由と権利は国民の普段の努力によって保持しなければならないとうたわれています。また14条には、「すべて国民は法の下に平等であつて差別されない」とあり、障がい者についても、障害者基本法第1条で「全ての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」とされ、差別することも同法の4条で禁じられています。

さて、日本国憲法のうたう「すべて国民は平等」とありますが、皆さんも平等と公平の違いについて聞かれたことがあるかもしれません。平等とは全ての人を差別なく待遇すること。公平とは全て同じように扱うことです。つまり、全ての人に同じものを提供することが平等、それぞれの事情に合わせたものを提供し、同じ結果を得られるようにすることが公平です。またこれと似た言葉に公正という言葉がありますが、今世界が目指しているのは本当は公正な社会です。これについては皆さん違いを調べてみてください。

今回の一般質問では、トイレに焦点を当てます。排泄は人間が生活する上で必要不可欠な行為であり、人間らしい豊かな生活や人としての尊厳に直結するテーマです。よって、特に公共施設では性別、年齢、障がいの有無、収入、家庭環境など、いかなる要因にかかわらず、誰もが平等に排泄できる環境づくりをするために、あらゆるニーズに対する公平な配慮を行う必要があるのではないのでしょうか。

以降の個別質問は質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 井藤議員のトイレにおける基本的人権の尊重についてお答えをいたします。

公共トイレにおいて、男女に分かれたトイレ以外に、車椅子使用者やオストメイト、乳幼児連れに配慮した多機能トイレ整備がこれまで進められてきました。近年では新たに性的マイノリティや異性介助などへの対応も求められており、トイレを利用するたびに迷い、不安を感じ、場合によっては入ることを諦めて我慢する人がいるのも事実だと言われています。トイレは人間の尊厳にもかかわる大切なものであります。トイレにおいて、誰もが快適に利用できることが重要であります。性のあり方だけでなく、車椅子使用者や子ども連れなど、施設管理者として誰もが利用しやすいトイレ、そしてよりよいトイレ環境整備に努めてまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○2番（井藤はづき君） それでは、誰もが安心して利用できるトイレに必要な配慮とはという項目ですけれども、まず、トイレにおいて、配慮を必要としているのはどのような人が考えられるでしょうか。

○福祉課長（西本和美君） 障がいのある方や高齢者、妊婦、子ども連れの利用者、骨折などがをしている方、認知症の方、性的マイノリティ、LGBTQの方などが考えられます。また、介助される方と介助する方の性が異なる場合も配慮が必要であると考えられます。

○2番（井藤はづき君） 主にそのような方々が挙げられると思います。また、子どもたちに多いかもしれませんが、恐いとか潔癖症とか、そういったところにも配慮が必要としている方々もおられると思います。

では、それぞれそのような方々にはどのような配慮が必要でしょうか。

○福祉課長（西本和美君） トイレに関する困り事の内容はそれぞれ異なっており、手すりが必要な方、ベビーベッドが必要な方、オストメイト対応の設備が必要な方、広い空間が必要な方など、ニーズは多岐にわたり、1つの配慮では解決できない場合もあります。そのため、誰が利用しても困らないような設備を整備したトイレが必要であると感じます。また、使用する方に対する理解や温かい視線も併せて必要だと思います。

○2番（井藤はづき君） 私も同感です。おっしゃったように、今多様なニーズがあるということが、社会的にも認知され始めています。そこで、もう一度確認の意味で尋ねますけれども、今後、このような多様なニーズに対し、先ほど岩永議員が質問されたSDGsの理念にもあるように、誰一人取り残さない環境に近づける努力をしていかなければならないという課題認識は一致していると考えてよろしいでしょうか。

○福祉課長（西本和美君） さきに申しましたように、そのような誰もが困らないような設備の整備が必要であると感じております。

○2番（井藤はづき君） では、その認識が一致していると確認した上で、次の項目に入ります。公共施設のトイレの現状と改善できる点ということで、まずは学校施設についてお尋ねします。現状についてですけれども、簡式化、洋式化、多目的トイレの設置の状況について、説明をお願いします。

○学校教育課長（本田恵美君） まず、トイレの簡式化につきましては、御船中学校、御船小学校、七滝中央小学校それから小坂小学校の地震後に増築された校舎につきましては簡式

化となっております。また、全ての学校において洋式トイレが設置してありますけれども、建築年数の古い学校につきましては和式トイレの割合が多くなっております。

多目的トイレの設置については、滝尾小学校のみ設置があつておりません。

○2番（井藤はづき君） 滝尾小学校はまだ多目的トイレがないということで、そのほかにも古いところではその学年のトイレが全部和式だったりとかいう状況もあるかと、私のほうでは認識しております。

また、古い校舎に多いと思いますけれども、暗さとか匂いを原因にトイレに行きづらくて、学校から帰るまでトイレを我慢してしまうという子どももいらっしゃるそうなんですけれども、そういった点は認識していらっしゃいますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

家庭でのトイレと違い、暗いとか匂いとか、そういうものに抵抗を感じているお子さんがいらっしゃるということだと思います。今後、改修を進めていく中で、改善をしていきたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） では、生理用品の設置状況について、説明をお願いします。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

各小・中学校保健室に生理用品を用意してあります。トイレにつきましては、多目的トイレや高学年トイレに生理用品を設置している学校もあります。

○2番（井藤はづき君） 多目的トイレとか高学年トイレに設置しているところもあるということですが、そちらの利用状況とか、そういったところは御存じでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

利用状況につきましては、多少はあると聞いておりますけれども、養護教諭が定期的に確認をしているようです。細かい数とかについては、すみません把握しておりません。

○2番（井藤はづき君） では、男性用トイレの個室へのごみ箱設置の状況については、いかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 男性用のトイレの汚物入れの設置は現在のところ行っておりません。

○2番（井藤はづき君） わかりました。現在の学校施設のトイレの状況を今確認しましたが、今後改善していくべき点が幾つかあると思います。

では、今後の改善策ということですが、まず、簡式化、洋式化、多目的トイレの

整備など、大きな予算が必要になるものについては、計画的に実施していく必要がありますが、改修や増設等の計画は立てておられますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

学校教育では、御船町学校施設長寿命化計画というものを立てております。今後、老朽化した学校施設の改修を行っていく中で、バリアフリー化を含めた整備をしてまいりたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） 長寿命化計画ですけれども、それは校舎全体を踏まえた計画だと思うんですが、トイレに特化して、その校舎自体の計画とは別に、優先してトイレだけでもという考えはありますか。

○学校教育課長（本田恵美君） 本年度の予算の中で、小坂小学校のトイレ改修を予定しております。必要に応じて、今後も予算の提案をしていこうと思っております。

○2番（井藤はづき君） 先ほどの答弁の中にもありましたけれども、建築年が古い学校というのは和式が多かったりとか、匂いがあったりとかで、早急な対応が必要になっている学校もありますので、その長寿命化計画とは別に、トイレというくくりで計画を立てられたほうがいいのかと思いますけれども、それはどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 対応できる部分是对应を考えていますが、構造的に、もう古い学校は40年以上経過しているものがほとんどですので、大規模改修も含めてトイレの改修、特に和式トイレが狭いので、洋式化にする場合には面積が不足したりだとか、あと明るさ暗さの問題もありますので、そういうことを考えますと、長期的に計画したほうがよいのではないかと、学校教育課の中では今協議しているところです。

○2番（井藤はづき君） 調査機関とか調査方法によって様々なんですけれども、日本人の10人に1人が性的マイノリティの当事者であるという見方もあるようです。周囲に当事者であるということを伝えられないでいる方も多いと聞きますので、学校の中にもそういった性的マイノリティの方が一定数、子どもにも職員の方にもおられるということを想定して考える必要があると思います。先ほど大規模改修という話もありましたけれども、大きな予算が必要になってくるものがありますけれども、多目的トイレの整備や増設というのは、優先的に進めていくべきと考えますし、もし古いところを抜本的に大きな改修を加えるということになったときに、オルタナティブ・トイレの導入を提案したいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 申し訳ありません。具体的にどのようなトイレでしょうか。

○2番（井藤はづき君） オルタナティブ・トイレというのがありまして、人によっては、性的マイノリティの方への配慮というのを考えたときに、まず北欧のほうとかでは、全部男女共用トイレというやり方もあるそうなんです。人によっては共用トイレというのに抵抗があるという方もいらっしゃるんですよ。なので、オルタナティブ・トイレという設計をすることによって、共用のトイレも選択できるし、男子トイレ、女子トイレと分かれたトイレというのも選べるという、入り口は一緒なんだけれども、いろんな選択肢があるよという設計をされたトイレがあります。なので、そういったトイレを学校施設にも整備していくというのはどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 今後整備を進めていく中で、検討して、ぜひ取り入れていける部分は取り入れてきたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） 面積も結構必要に確保しないといけないかなという課題はあると思いますけれども、積極的に検討いただければと思います。

また、多目的トイレですけれども、多目的トイレという名称のほうがいいのか、それともみんなのトイレとか、もう少しオープンな印象を持った呼称にした方がいいとか、そういったところも検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 整備をする中で、いろんな方が使いやすいトイレになるように、考えていきたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） では次に、比較的小さな予算で改善できるのではないかなと思うところについてですが、まず、明るさの改善についてどう考えておられますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

どうしても建築年数の古いところでは、暗いイメージのところが多いんですけれども、壁の色を明るくしたりだとか、そういうことをする上で明るくなるのであれば、改善していきたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） 壁の色は私もいいと思います。ほかにも、今現状がどうなのか確認はできてないんですけれども、LED化できてないところはLED化するとか、電球の数を増やすとか、後付けでできる場所もあると思いますので、そういった方法でできるだけ子どもたちが怖がらずにトイレを利用できる環境を整備していただければと思います。

次に、生理用品の設置についてですけれども、この改善方法について、どう考えておら

れますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

今回の議会において、生理用品のトイレ設置につきましては、予算の提案をさせていただいておりますので、対応していきたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） その設置方法などについてなんですけれども、この生理用品の設置については、人によって本当に考え方が違います。特に、教育現場である学校では、あらゆる場面を教育の機会と捉え、子どもたちの生きる力を育もうとされています。なので、生理用品をトイレに置くということについても、子どもたちが自分の体に向き合い、自己管理をするという能力を培う機会が失われるのではないかと危惧されている先生方も、男女かわらず少なくありません。その点について、どうお考えでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

最近、生理の貧困という言葉がいろいろと言われていることと思います。学校現場でもどうするかという話題にはなっていて、いち早く生理用品を設置される学校もあっています。今回、コロナ対策、生活困窮している家庭もあるかということで、生理用品の設置を予算要求したんですが、その中でいろいろ考えていく中で、生活困窮以外にもいろいろな事情で困っているお子さんがたくさんいる。できれば、女子トイレ個室に設置していきたいと思っているんですが、学校の先生方にもその辺理解していただけるように、教育委員会で説明を行っていききたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） そうですね。今回教育委員会で女子トイレの個室にということで、積極的な子どもたち目線の取組みをされるということなので、私も素晴らしいなと思いますし、間違いではないと考えています。

しかし、先ほども言いましたように、先生方の中でトイレトペーパーと同じようにという表現がよく見受けられるんですけれども、そういったふうに、もうあつて当たり前の設備なんだよという共通認識を構築していくには、やはり時間とエネルギーが必要だなと感じています。なので、設置の方法とか、設置する場所、また管理の方法、子どもたちへの伝え方など、そういったところを細かくマニュアルのようなを作成して、学校現場に下ろしていくというのが大切なのではないかと感じています。そういうところを細かく定めて指導することで、学校による取組みの差を小さくすることができるのではないかなと思いますが、小さくすることが必要だと考えますけれども、いかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） ありがとうございます。学校現場にはこちらのほうから細かく、あんまり細かくまではいかないかもしれませんが、学校長や養護教諭と協議しながら、設置の仕方や管理の方法を考えてまいりたいと思っております。今のところ、各個室に設置と、あと管理は養護教諭が毎日トイレの管理を行っておりますので、養護教諭のほうで管理していただこうと思っております。

○2番（井藤はづき君） 協議しながらというのはもちろんなんですけれども、細かく設定したほうがいいと思いますので、ぜひ協議しながら細かいところまで協議して、現場と相談しながら、教育委員会も一緒に決めていってほしいなと思います。

次ですけれども、職員トイレや、外のトイレなど、日常的に外部の利用があり、公共的な意味が大きい部分には、生理用品の設置と併せて男性用の個室にごみ箱の設置も必要であると考えますけれども、いかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） これも最近男性用のトイレのほうに汚物入れをということが、新聞に掲載されている記事を見たんですが、比較的学校現場では実行しやすい部分もあるかと思っておりますので、職員トイレ、多目的トイレの汚物入れの設置は前向きに考えたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） 体育館や外のトイレはいかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 体育館のトイレ、外トイレも含めて検討していきたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） 本当ならば、子どもたちが使うトイレのほうにも設置をというのが理想なんだろうけれども、これは学校現場で、生徒指導上の課題が生まれやすいのではないかとすることで否定的な考え方が多かったんですけれども、そちらについては、教育委員会ではどうお考えでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 男子用トイレも洋式化されたトイレだとか、手すりのついてるトイレもありますので、まずはそのトイレのほうから汚物入れ設置できないかを含めて検討したいと思います。

○2番（井藤はづき君） 教育委員会ではすごく積極的に考えておられるということなので、今後現場との調整も必要かと思っておりますけれども、積極的に前向きに進めていただきたいと思いますし、子どもたちへの伝え方が一番大事じゃないかなと思いますので、そちらのほうも力を入れて検討していただきたいと思います。

では、その他の施設に移りますけれども、町内には役場、スポーツセンター、カルチャーセンター、恐竜博物館、公園などいろいろな町有の公共施設がありますけれども、こちらは学校とは異なり、教育的な視点を踏まえる必要もありませんので、大いに整備を進めていくべきだと考えていますけれども、まずは現状についてお伺いします。多目的トイレ設置の状況について、またこの内部の設備の充実度も含めて説明をお願いします。

○総務課長（野口壮一君） 町の主要な公共施設については、多目的トイレが整備されているという状況にあります。内部設備については、施設ごとの多少の違いはありますが、標準的な多機能トイレの設備が現在整備されているという状態です。

○2番（井藤はづき君） 標準的な設備といいますとどのような設備ですか。

○総務課長（野口壮一君） 1つに、障がい者の方あたりが入っていきやすいような、ドアにしても横開きになっていたり、手すりがちゃんと完備されていたり、それから排尿処理の用器具とか、そういう標準的なものは整備されているという状況です。

○2番（井藤はづき君） では、おむつ台とか、排尿処理の施設については、ないところもあるなど感じたんですけれども、その点についてはいかがでしょう。

○総務課長（野口壮一君） 各公共施設を、私のほうでしっかりと網羅しているわけではないので、そこまで細かく確認はしておりませんが、大体標準的な機能は整備がされているのかなと思っております。

○2番（井藤はづき君） では、そのほかにトイレ全般、配慮している点がありましたら教えてください。

○総務課長（野口壮一君） その他の配慮として、全てではありませんけど、人感センサーの照明です、それから防犯用のチャイム、緊急呼び出しボタン、非接触型の手洗い、非接触型の自動水洗など、利用者への利便性を整えているトイレがあります。

○2番（井藤はづき君） では、生理用品を設置しているところというのはありますか。

○総務課長（野口壮一君） 現在、全ての町の公共施設トイレに現状としては生理用品の設置はしておりません。まずは、今後主要公共施設を対象として、生理用品の設置を、先ほどと一緒にですけど、方針とか基準を検討を行っていきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） では、男性用トイレの個室にごみ箱を設置しているところというのはありますか。

○総務課長（野口壮一君） 現在全ての町の公共施設において、生理用品と同じく、男性用ト

イレへの設置はしておりません。これも先ほどの生理用品と一緒にですけど、方針また基準あたりをしっかりと考えて対応していきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） では、そういった現状に対する今後の改善策ということですけども、まずは多目的トイレ整備や増設、また内部設備の拡充など、大きな予算が必要になるものについては、やはり先ほどと一緒にですけども、計画的に実施していく必要があると思います。改修や増設等の計画は立てておられますか。

○総務課長（野口壮一君） 今後、新たに整備予定される町の公共施設においては、設計の段階から内部設備の充実を兼ね備えた多目的トイレの整備を目指していきたいと考えております。

なお既存の公共施設の多目的トイレの未整備施設については、改修時期に合わせた内部設備の充実を兼ね備えた多目的トイレの整備に取り組んでいきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） 先ほども提案したんですけれども、オルタナティブ・トイレの導入もぜひ提案したいんですけれども、そちらはいかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 御提案がありましたトイレも含めたところで検討をしてみたいと思います。

○2番（井藤はづき君） オストメイトについてなんですけれども、私もこの間初めて知ったんですけれども、私がオストメイト対応というものでイメージしていたのが、専用のシャワーヘッドが付いた流しというのをイメージしていたんですけれども、それだけではなくて、便器の前のほうが広がっていて、便座に座ったまま処理できるような、そういった施設設備もあるようです。そちらだと比較的后づけもできたり、予算もかけずに改修ができるのではないかなと思いますので、そちらも含めて検討されてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 今議員から提案のあった便器あたりも含めたところで、やはり使いやすいトイレあたりを目指していくべきだと考えております。

○2番（井藤はづき君） それでは、多目的トイレの名称やトイレマークなどの表示の方法、また案内など、そういったところの改善についてはどう考えられていますか。

○総務課長（野口壮一君） 今回の議員の質問の中の、前段で議員との打ち合わせをさせていただいた中で、全ての公共施設について、青、赤の男女を区別して表記をしているわけなんですけど、トイレ製品などを取り扱う民間会社、時代に即した先進的な事例を今後参考

とさせていただいて、障がい者や多様な性の方々へも配慮した表示方法に努めていきたいと感じております。

○2番（井藤はづき君） この庁舎の1階に多目的トイレがありますけれども、そちらへのアクセスもちょっと看板が見にくかったりだとか、正面入り口入ってすぐのトイレの横に掲示はしてあるんですけども、そちらにトイレはこちらというトイレの標識と多目的トイレの標識がばらばらになっていたりだとか、そういった細かいところなんですけれども、それを同じところに表示して、見やすくするだとか、また、正面のほうから多目的トイレのあるほうの廊下を見ても、「多目的トイレはここです」という表示が見えなかったりとか、「トイレはこちら」というのは見えるんですけどね。何かそういった細かいところですけども、そういったところも配慮して改善を加えていってほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 多目的トイレを使われる方の視点に立った表示の方法また同表により誘導していった、誰でも使いやすい多目的トイレの目的を果たすようなものにしていきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） では、明るさについてなんですが、庁舎だとかカルチャーセンター、スポーツセンターにおいて、センサーの照明が設置されているところはいいのかもしれませんが、手動のところも普段は照明が切ってあって、節電だとは思うんですけども、トイレの周辺が暗いんですよね。そちらについては、何かお考えありますか。

○総務課長（野口壮一君） 施設の構造上の問題もあるかと思います。外部からの明かりを最大限に取り入れる工夫や、あとは照明器具の選定です。それから先ほど学校のほうでも答弁がありましたように、明るい壁あたりに替えていくとか、そういうもので快適なトイレ環境の整備に努めていきます。

○2番（井藤はづき君） 多目的トイレはみんなが使えるトイレということなんですけれども、みんなが使えるがゆえに、また広さもあるがゆえに、犯罪も起きやすい場所かなと思っています。なのでトイレ周辺というのは常に明るくあったほうがいいと思いますし、また防犯カメラの設置なども検討されたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 公共施設の防犯カメラの設置については、プライバシーの侵害等もあって慎重に検討する余地があるかなと思っております。また、防犯カメラを設置して

あることによって逆に不安や警戒する利用者もおられることも考えられることから、慎重な対応をしていきたいと考えております。防犯に的を絞ったカメラ設置であれば、特に屋外トイレや人目が届かない町公共施設への整備、検討になるかと考えております。

○2番（井藤はづき君）　そうですね。死角になりやすいところでは特に検討を進められたほうがいいと思います。

次にいきます。生理用品の設置についてですが、先ほどまずは方針と基準をとということでしたけれども、現時点での何か決まっていることがありましたら教えてください。

○総務課長（野口壮一君）　現時点で何か動きがあっているかという、正直なところまだ動きはありません。生理用品を置くのに対して、先ほどの学校と一緒にですけど、各個室に置くのが望ましいと考えております。また生理用品等の補充等の管理についても、各々の公共施設がありますけど、今でも当該施設の管理者が必ずいらっしゃると思いますので、そういう管理者の方において補充等の管理については考えられるのかなと今の時点では考えております。

○2番（井藤はづき君）　先ほど学校施設のほうでも言いましたけれども、町として一定基準を定めて、この水準以上は取り組んでくださいねというところを決めておくと、その施設によってやり方が違うということが起きないのかなと思いますし、町としてできるだけ高い水準で取組みを進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君）　全ての公共施設において、高い水準での整備というのは、予算的なものもありまして、利用頻度が高い主要公共施設あたりに的を絞った整備というのは考えられるのかなと思います。

○2番（井藤はづき君）　では男性用トイレの個室へのごみ箱設置ですけども、こちらについては何か決まっていることなどありましたら教えてください。

○総務課長（野口壮一君）　男性用トイレの個室への汚物入れということで、男性において膀胱がんや前立腺がんの手術後の排尿のコントロールが難しく、尿漏れパッドを利用される方々があり、汚物入れの必要性というのは認識しております。まずは、先ほどの生理用品の扱いと一緒に、そういう設置方針また基準あたりをしっかりと検討を行った上で対応していきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君）　生理用品とかごみ箱についても、トイレットペーパーと同じようにというのが、どこを見てもあるんですよね。トイレットペーパーを管理して交換される方

が必ずどの施設にもいらっしゃると思いますので、それと併せて管理もできるのではないかなと考えますし、その方針、基準を決めてからということですが、ではその方針、基準というのはいつ頃決まるのでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 議員からの御指摘もあって、早いことに越したことはないかなと思います。そうであっても、予算を伴うものでありますので、早急に方針、基準あたりを定めたところで対応したいと思いますが、早目に対応したいと思います。

○2番（井藤はづき君） 早目というのは大体どのくらいでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 早ければ9月議会あたりに予算を出していく考えもあるかなと考えています。

○2番（井藤はづき君） このことについては、そこまで、そんなに大事ではないというか、当たり前のことがやっと認知されてきたというだけの話なので、9月議会を楽しみにしたいと思います。

そういう生理用品だとかごみ箱の設置という話をしてきましたけれども、ふれあい広場についてです。ふれあい広場のトイレなんです、今女性用トイレにも男性用トイレにもごみ箱がないんです。公園内に設置してあるごみ箱というのが今ない状態なんですけれども、こちらのトイレへの設置もちろん考えておられますよね。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

ふれあい広場は開園当初から家庭ごみの持ち込みであったり不法投棄が懸念されるため、屋外でのごみ箱設置については行っていないという現状がございます。ただ、トイレ、特に女子トイレとか、そちらのほうにも設置がないということも、今回この御質問をいただいて私が確認した中で、初めて知ったということもございまして、少し配慮に欠けている部分もあるのかなと思っています

昨年度より指定管理者による公園の管理運営となっております、今多目的センターのほうに僅かですがごみ箱を設置して、利用者の方の、販売した物とかのごみは受け入れているという状況がございます。先ほど言われたように、女子トイレについては早急に対応したいなと思っております。また多目的トイレについても併せて行いたいし、その他のごみ箱等、男子用トイレについては町の設置基準が決まってから対応したいと思っています。

○2番（井藤はづき君） トイレ内には検討していただくとのことなんですけれども、トイレ内だけだと御懸念もあったと思いますし、私もそのとおりだなと思うんですけど、

やはり持ち込んだごみとか一般のごみをそこに捨ててという方もいらっしゃると思うんですね。なので、公園内にごみを捨てられる場所を設置するなどの対応も併せて必要になってくるのかなと思いますし、この間観光協会の方に、「ごみ箱とか設置すると管理大変になりますか」というお尋ねをしたところ、「今は毎日見回っているので、それに合わせて管理すればいいので、そこまで大変じゃありませんよ」ということもおっしゃっていたので、ぜひ前向きに、不法投棄というのはごみ箱がないから不法投棄するんだと思うので、ごみ箱を設置することで防ぐという手もあるのかなと考えています。なので、前向きに公園内のごみ箱設置というのも併せて考えていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） 公園のごみ箱の設置についてですが、先ほど言いましたように、不法投棄あたりも懸念をされます。ごみ箱が置いてあるところにきちっと入れていただければいいんですけれども、ごみ箱がないところに置いたりとか、その辺も懸念されますし、夜間人がいない状態というのもございます。できれば設置をするにしても、管理できるような場所に、例えば多目的センター内に置いて、夜間はごみ箱を中に引っ込めるとか、そういった対応でやっていきたいなと思っていますところですよ。

○2番（井藤はづき君） では次の3番目に移りたいと思います。意識啓発、教育のための取り組みというところですけども、今回質問するにあたりいろいろと調べていく中で、今まで気づかなかったことがたくさんありました。トイレでの困り感の中には、周囲からの視線とか心ない言葉など、施設整備だけでは解決できないものもあります。そのような点は、トイレでどんなことに困っている人がいるのかとか、トイレの設備が何のためにあるのかとか、一人一人がどのような行動をするかとかを広く周知し、意識啓発や教育を行っていくことで解消していかなければなりません。

今後の意識啓発、教育のために、どのような取り組みをしますか。

○福祉課長（西本和美君） トイレの利用の際に周囲の視線や心ない言葉が苦痛となったり心を痛めたりすることが起きないように、目には見えない、あるいは他人に理解されにくいことに関しても、相手の立場に立ち相手を思いやることが大切です。

本町では、人権啓発として、リーフレットの配布や各種団体への人権教育のための講師紹介等を行っています。広く人権啓発を行っていくことで、相手の立場に立ち、相手を思いやることができると考えます。学校教育を含め、今後も一人一人の人権が尊重されるよ

う、人権教育・啓発に努めてまいります。

○2番（井藤はづき君） 学生さんがオストメイト用の流しで髪を染めていて、長時間占領しているとか、一般的な性的特徴に当てはまらない人がトイレを利用しているのを見て、反応してしまうとか、そういった事例がネット上には挙がっていました。なので、一人一人がそういうこともあるんだなというのを知っていれば防げることもあると思いますので、意識啓発の取組みを積極的に行っていただきたいと思います。

また、小・中学校の先生方と今回いろいろなお話をする機会がありましたけれども、やはりそのたびに出てきた言葉が「やってみないとわからない」という言葉でした。まずは、この問題については、正解がなかなか私は見つからなくて悩んだところなんですけれども、まずはある方法を選択してやってみるしかないなと。そしてやりながらその効果を検証して、必要に応じて改善していったって、ベストに近づけていくという必要があります。

そこで、公共施設のトイレの中にQRコードを掲示するなどの方法で、使用者のニーズや取組みに対する感想、意見を定期的もしくは継続的に聴取することを提案しますが、いかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） それはもう、全体的なところですか。ちょっと検討させていただきたいと思います。この場で答弁に困っておりますので、その辺は検討させていただきます。

○2番（井藤はづき君） 公共施設のトイレの中にいろんな方が利用されるので、そういった、どんな方がおられるのかとか、どんな困り感があるのかというのは、やはりその方じゃないとわからないので、そういった声を拾うためには、やはりそれを伝える手段がないといけないと思いますので、アンケートに限らず、何らかの方法でそういった、今まで私たちが気づいてない困り感もあると思うので、そういったものを継続的に収集したり、また今からやっていく取組みの中でもメリット・デメリット出てくると思いますので、そういったものを、意見をフィードバックしてもらおうという機会を作っていただきたいという意味の質問です。

小・中学校についてなんですけれども、生理用品の設置というのは、先ほども言いましたとおり、先生たちの中でも意見が分かれる問題です。設置の前後で児童生徒、保護者、教職員を対象にアンケートを取ることを提案したいと思います。先生方が言われるように、本当に子どもたちが力をつけていく機会が失われてしまっていて、そういった自己管理の能力

が失われてしまったのかどうかというのは、やはり比較検証してみる必要があるなど感じていますので、アンケートを取ることを提案しますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

小・中学校へのアンケートにつきましては、生理が始まる時期にも個人差がありますので、保護者にしても生徒児童にしても難しい面があるのかなとは思っておりますが、何らかできないかということは検討させていただきたいと思います。

教育委員会としては、先ほどから申しておりますとおり、まずやってみたいと思っておりますので、今実際やっているところは2カ所ほどしかありませんので、やってないときと今後やってからどうなったかということは検証していきたいと思いますが、このトイレに生理用品を設置することによっていろいろ問題が生じた場合には、校長会等で共有していきたいと思っているところです。

○2番（井藤はづき君） ぜひ前向きな検討をお願いします。

では最後に、これまでのやり取りを聞かれて、町長、教育長、それぞれどのような考えを持たれたか、お聞かせください。

○教育長（上杉奈緒子君） これまで議員が御指摘になったように、トイレの問題というのは、明らかに人間の尊厳にかかわる人権問題だなと感じております。この生理の問題は、なかなか今まで口にしてこなかったという問題でもありますし、今やっと光が当たっているのかなと、女性としても感じているところです。

女性にとって生理、選べるものでもありませんし、40年近くかかわっていかなければならないというある意味自然現象でもあります。ですから、その生理がいつ始まるか予測がつかないというのは、子どもだけの問題ではなく、日常的に女性がいつも感じている問題でもあるかと思っています。

そんなことを考えると、トイレに当たり前にトイレットペーパーが備え付けてあるように、生理用品が備えてあるということも1つの理想になるのではないかと感じたところです。

ユニバーサルデザインというのは、誰にとっても住みやすい環境づくりのことを言っておりますし、いつでも、どこでも、誰でも気持ちよく使えることを目指していかなければならないと感じています。また、教育現場におきましては、男女ともに性教育を行っておりますので、そういった中で互いの心や体のことを知る機会を作っていくことで、一人一

人の状況の違いとか、また女性の様々な生理前後の体の変調とか、そういったことにも心配りができるような、そういう理解が進むような社会にしていかなければならないと感じているところです。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

トイレにおける基本的な人権の尊重について質問を受けて、町の公共施設を管理する者として、あらゆる方向、方法で配慮しながら必要性を感じた次第であります。生理の困窮が社会問題化する中において、今回の予算に町内の小・中学校に生理用品ということ予算化していますので、まずはそこからスタートを切ってまいりたいと考えております。

その他の公共施設につきましては、様々な視点から考えさせていただきたいと思います。

誰もが安心して生活できる住みよい御船町となるよう、公共施設の環境、整備を行ってまいりたいと思っております。今、人権問題がささやかれております。全ての人に全て私たち公としてサービスできるように努めてまいりたいと感じてはおりますけれども、しかしながら、その場その場、どういったふうにそのことを感じてもらえるのか、そういったものを検証しながら、進めていきたいと思っております。

○2番（井藤はづき君） これで、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） これより1時15分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時12分 休 憩

午後1時15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○5番（田上英司君） 議席番号5番、田上英司です。通告どおり、ただ今から質問を行います。

ごみ処理施設の問題から入ります。ごみ処理施設を本町に建設するという事で、事業に対して、現在上野地区では住民による反対表明が明確となりまして、もう御案内のとおりと思いますが、このような決議文では、町内に拡散しておるということでもあります。私もこれまでに本件について2回質問いたしました。十分に住民の方々に理解、認識していただかないと成功しないと以前も申しましたが、同意行政ということでもあります。加えて施設完了するまでは8年ないし10年かかるということでもあります。私も含めてほとんどの

方が8年、10年後はいないということもありますので、50年、100年の計をもって将来に禍根を残すことのないように、住民の立場、住民目線で質問をさせていただこうと思っております。

また、新型コロナ対策については、油断することなく、住民の生命、身体のプロテクトに全力で対応していただきたいと思いますと思っております。

個別質問については、質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の上益城5町ごみ処理施設建設について、お答えいたします。

昨日から一般質問に対し、上益城5町のごみ処理施設整備の必要性や現在の事業計画に至った経緯、また民間事業者により整備される施設の安全性、新たな事業計画により期待される効果、今後の進め方などを答弁してまいりました。本年度から事業者が環境アセスメントに着手しますが、環境への影響の調査のみならず、様々な課題や町民の皆様の御不安があり、これら一つひとつを検討し、解決していかなければなりません。今後も、上益城広域連合や他4町、事業者との協議を重ねながら、この事業が御船町にとりましてもよりよい事業になるよう、全町一丸となって取り組んでまいります。

その他個別質問について、担当課長から答弁させます。

○5番（田上英司君） それでは、個別質問に入ります。

この建設の類似問題、類似質問で、昨日から町長の答弁にありましたように、厳しい意見も受け入れると。また、見直しや中止もゼロではないと。また、町長のお詫びの答弁が2～3回繰り返されてもおります。我々には、先ほど冒頭に申しましたように、地元住民の方たちがこういった決議文なり、これは立派な趣旨が書いてありますが、反対運動を止める権限はないわけです。この反対運動はさらに激化していけば、いずれは住民投票しかなくなるんじゃないかなとも考えております。

次の我々の選挙では、この事業に対する賛否に対して集中攻撃を受けることになるんじゃないかなと思いますが、いかがお考えですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

施設の立地予定地である御船町としまして、反対されている方々の声に真剣に向き合まして、事業者が行います環境アセスメントの調査過程やその結果の公表と併せまして、上益城広域連合それからほか4町とともに住民の皆様に対して丁寧な説明を行うなど、今後も住民の皆様の不安や御懸念を払拭して、事業への御理解をいただくための最大限の努

力をしてまいります。

○5番（田上英司君） 今不安などを払拭するという答弁だったんですが、この事業成功の果実ですよ、事業成功の果実、これは産廃処理で事業者側に利益をもたらすだけで、地域住民、御船町全体に対しての、この事業による果実がないと。だから疑問や不安が出てくるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

この事業計画に伴います果実、成果、期待される効果ということだと思います。これまで答弁の中でも、地元の雇用であったりとか地域活性化、こういったものが期待する効果として答弁させていただきましたので、そういったものが期待されるものと承知してございます。

○5番（田上英司君） 住民の疑問というのは現在のものですよね。住民の不安というのは、未来に対して感じるものであります。人の人生には限りがある。これは有限なんですよ。見える不安と見えない不安が当然ある。確かに見えない不安であっても、不安があったとしても、その正体を暴くことによって不安を払拭することができるということだろうと思うんですが。その不安をいかにして払拭するかというのは、行政の役目ではないかと思うんですが、いかがですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

行政の役割としまして、施設整備の必要性、それから事業計画の有益性、安全性を丁寧に説明させていただくこと。それから事業者が行います環境アセスメントへ適切に携わりながら、住民の皆様の御不安や御懸念を払拭するよう努めてまいります。

○5番（田上英司君） 皆さんのお手元に、この日経新聞の写しを資料として配布させてもらっておりますが、5月31日付けの日経新聞の記事です。産廃が処分場を求めて、日本列島を移動している。首都圏は6年で満杯、全国で処分という内容です。あまりにもタイミングが一致しすぎていると思うんですが、最初から産廃ありきではなかったろうかと思えますし、もう1つ加えて考えれば、一般ごみから産廃に移ったというときに、さらに広大な敷地が必要になるんじゃないかと。それすらないわけでしょう、そこまでは。既存の敷地内に産廃の工場もできるということでもありますので、いろいろ結びつけて考えれば、産廃ありきであったんじゃないかと思いますが、そこをもう1回確認したいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘の産廃ありきだったかということでありますけれども、今回5町が抱えます施設の老朽化が喫緊の課題としてありまして、一般廃棄物の5町による整備が予定されておりました。これを熊本地震の影響によりまして財政が逼迫する中、財政面、環境面を配慮して民間事業の計画に至ったものです。

○5番（田上英司君） また、同時に山都町の東竹原地区、この山都町は上益城5町のうちの1つです。ここでの産廃の最終処分場と破碎等、分別するという中間施設の建設反対が持ち上がって、いわゆる期成会もできているということです。これを処理するのは熊本の星山商店と聞いておりますが、ここと御船町に計画されていることと競合することはないでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

上益城5町で今進めております、民間事業者によります廃棄物処理施設整備の事業計画におきまして、最終処分場は整備はされません。

○5番（田上英司君） それでは、以前もこの事業は町独自の事業ではないという町長の御発言もありました。確かに広域連合が進めているという話ですが、しかしながら、全町一丸となって町も取り組む。そして執行部に窓口を作って対応するということなんですが、窓口でいらっしゃる課長のお言葉、事業者がきちんとするとか、そういう話を聞いているとかいう、以前も言いましたが、第三者的な発言、そういう姿勢が、住民には理解できないんじゃないかと。私もそうですが。広域連合や本町からも、議長、副議長が参加されている。ところがこれまで、全協とか本議会でも説明はなかった。熊日のスクープによって我々も「おおっ」ということになったんですが。だから、それに加えて、我々この本議会も、この住民の方々の中に、議会全体は機能していない、議会が機能していないときちゃんと書かれるんですよ。そんなのは広域連合が独自に進めていく。広域連合にはそんな力があるんですか、お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

広域連合に力があるのかという御質問ですけれども、これまでの答弁でも申し上げておりますとおり、今回の事業につきましては、上益城5町で構成する上益城広域連合で進めているものでありまして、今後も計画自体の意思決定は5町の同意を得ながら、広域連合で行っていくこととされております。

一方で、先ほど議員御指摘の町の携わり方の部分ですけれども、民間事業者による廃棄

物処理施設の立地が予定されているのは御船町でありまして、周辺道路を含めたインフラ整備や交通対策、地域活性化など、基本的には当町が検討、また解決する課題も多くあります。また先ほど議員から御指摘のあった聞いていますとか、そういった少し俯瞰で物を言うとかいうことも踏まえまして、窓口や、今回検討本部を設置したところです。

○5番（田上英司君） 昨日課長の答弁の中に、地権者の方が34名いらっしゃる。だから、33名の方が土地を手放されているということですが、地元の説明会に何回もお邪魔して聞いておきますと、地権者だった方が4年前に話を戻してくれと。土地を売った地権者の方たちも、まず一般ごみ処理する施設ということで売っていらしやったみたいで、4年前に話を戻してくれんかという話もあるわけです。だから、そういうことで住民の方々は話が違わないかと。まさにだまされた上野住民という表題で拡散しよるわけですよ。

またお尋ねしますが、3月11日の上野地区の住民説明会で、これも以前お尋ねしたんですが、町長の発言、黙って突っ走ることもできたという考え、これは昨日町長の答弁で、自分の真意は地元の理解が最重要であるということで答弁がありましたが、私がまだおかしいなと思ったのは、理解を求めることが最重要であれば、理解を求める場合には黙ってはおられんわけですよ、しゃべらんわけですよ。そのお気持ちはまだ変わりませんか。

○町長（藤木正幸君） 上野地区の住民説明において、私のほうが申し上げました答弁の内容が、やはり真意として伝わってなかったというのは、心からお詫び申し上げたいと思います。しかしながら、この協議を進める中において、やはり上益城広域連合、当時は熊本一般廃棄物処理施設促進協議会というのが表に立って全ての事業を進めていました。そこから、この変更になるときに、このまま促進協議会で会のほうで説明するのか、やはり地元の町長として町主催において、自分の気持ちをまず皆さん方に話すべきじゃないかという考えの中で動いていたわけで、そういった発言をしたわけであります。

今、住民の方が不安に思っていることを、上益城広域連合に投げるのではなく、やはり町でできることは町で説明責任を果たし、町民の意見を聞きながら、それを私自身が広域連合にまた申し上げ、事業者にも申し上げ、1つの解決の方法を探っていきたいという思いで今いっぱいであります。

○5番（田上英司君） そして町長は加えて、その後地域住民の理解を得るためにかなりの努力をするとおっしゃいましたですね。これも変わりはないですか。

○町長（藤木正幸君） 変わりなく、丁寧な説明、協議をさせていただきたいという思いは全

然変わっておりません。

○5番（田上英司君） この産廃の処理場は、1つの企業誘致ではないかなということも考えますが、これは別件でちょっとお尋ねです。小坂地区に龍田紡績というのがあります。これは広大な敷地。ここが藤木町長と町執行部の肝いりで、介入で売却の話が進んでいると。どうも跡地へのT S M C 関連事業の企業を誘致されるんじゃないかなろうかと、昨日も課長がスピード重視、企業誘致に関してはというお話もされました。T S M C 関係の企業がここに誘致されるんじゃないかなろうかと、もっぱらの話です。これは事実ですか。

○町長（藤木正幸君） 今、龍田紡績の土地に関しましては、龍田紡績、会社の意向によって進められているものであります。その中において、私たちはこの御船町全体を鑑みながら、T S M C の誘致のほうに動いております。龍田紡績を私たちがどうしよう、こうしようというのは、あくまでもそういった流れの中において考えられるものです。どこか特定のところが決まったわけでもないし、今交渉しているわけでもありません。

○5番（田上英司君） 冒頭言いました、明らかに反対住民がいらっしゃる中で、この事業を進めると、強硬に進めるということは住民にとって悲劇ではなかろうかと感じております。

というのが、熊本県の歴史を考えれば、小国の室原ダムの反対運動、我々がまだ小さかった頃なんです、相当な反対運動等も行われておりますが、これは本当、現地に座り込みとか何とかいうような行動に仮に出られたとすれば、これは本当に、行政だけではなく、司法機関も捜査機関も介入してくるような問題になろうかと思うんですが。将来反省してももう間に合わないとなりますが、いかに地域住民の方々の不安を解消するかということで、真剣に考えていただかなければいかんと、さっき冒頭言いましたけれども、8年、10年後はほとんどの方がおらんわけですから。これはもう、住民目線で真剣に考えていただくということを、もう一遍確認させてください。

○町長（藤木正幸君） ありがとうございます。今、議員がおっしゃるとおりであります。町が人任せ、広域連合があるから、協議会があるから、そちらに任せっきりで進めていたならば、恐らくそういった反対というのはどんどん膨らんでいく可能性もあるし、住民の方にわかっていただけない部分も多く出てくると思います。そういったものを防ぐために、やはり中心である、ここに設置される本町が責任を持って住民の方々に説明責任を持ち、そして皆さんの意見を聞きながら、よりよい方向に進むように入っているわけでありまして。やはり今大事なのは、私たちの手でこの問題を解決しなければいけない、説明をしていか

なければいけないという思いでいっぱいであります。人任せにはしないというのが私の思いです。

○5番（田上英司君） 住民説明会、過去2～3回あっているんですが、この前議会報告会、上野に行きました。地区の人たちが、自分たちでお金を出し合って会場を借りてまでも会合をやりたいというお気持ちも聞きました。しかし、地域住民にお金を出して会合をするなんて、ちょっとおかしいんじゃないかということなんですが。

いわゆる、定期的に説明会等をしないと、行政の無責任さになっていくということで、厳しく質問しようかと思っておりましたが、答弁で7月にカルチャーセンターを借りてやるということですが、そこでお尋ねしたい。説明会での質疑応答はできるんですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

説明会に出席する参集の範囲としまして、町はもちろんのこと、広域連合それから事業者を今想定をしておりますけれども、これまで行ってきました説明会と同様の内容で説明をさせていただこうと思います。ですので、これまであったように質疑応答の時間も当然設けますので、存分に質疑をいただければと思います。

○5番（田上英司君） そして、入場制限、何名までぐらいまで入る予定ですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今回計画しております町民の方全てを対象とした説明会につきましては、今申しましたように、対象が町民の方全体になりますので、カルチャーセンターを選択したところです。カルチャーセンターの定員数が、たしか492名だったと記憶しておりますけれども、今コロナの関係で、多分2分の1の座席制限があると思いますので、そこから考えますと250名程度がボリュームかなというところです。

○5番（田上英司君） それでも入場制限みたいになってしまいますよね。これは御時世で仕方ないとは思いますが。これは必ず7月に実施していただきたい。そのための事前の広報を徹底してほしいと思っております。

行政は、自分が言うのもおかしいですが、自己の立ち位置を間違えると厳しい目線にさらされるということです。我々の生活は町によって守られておるんです。だから、我々は町を大切にするという気持ちが純粋に湧いてくるわけですよ。

改めてお尋ねしますが、町は、行政は、住民か事業者か、どちらを密に重点を置いておられますか。お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

本町に生まれ育った人にとりまして移り住んでこられた人にとりまして、皆さんがいつまでも安心して住み続けたいと実感できるよう、今後も住民目線に立った行政運営を心がけてまいります。

○5番（田上英司君） この問題は奇しくも住民の方々の地域を愛するという意識を目覚めさせたことにもつながるんじゃないかならうかと思っております。ですから、説明会をどんどんやって、どの時点で行政として許容するのかですね。汽車の線路と一緒に、折り合うところができない。それなら条件闘争にまで発展していくのかということですね。どんなにこれは情報をオープンしても駄目なんです。行政は誠意をもって住民に寄り添っていく。また住民も、今度環境アセスメントに入られますけれども、安全神話に陥っては駄目なんですよね、住民の方々も。疑問をぶつけるということが大切なことであって、それを受けて行政も言葉づかい、説明、これをきちんとしないと、もろ刃の刃になってしまう危険性があります。せっかく言いたい、それを逆に理解されてしまうとか、そういうことになるので。説明会ときには、厳しい意見も出ろうかと思いますが、真剣に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおりでございます。今後も事実に基づきまして、誠実に説明をしてまいります。

○5番（田上英司君） 今年度から環境アセスメントに入られました。2～3年かけてということで、令和7年には環境アセスメントが終わる見込みということですが、物事には、私の持論でございますけれども、100点はない。100点がないからこそ100点に近づく努力をせないかんというのが私の持論であります。

環境アセスメントの結果をむやみに恐れず、正しい危機感を持って真実を明らかにしていただきたいと。5町で少々不具合があっても、ほかの4町の方たちは、まあいいんじゃないのというふうにならせんかなと思うんですが、よそ事みたいな感じにならせんかという、その心配はないですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

環境アセスメントの進捗に伴います様々な評価につきましても、いずれにつきましても、ほか4町につきましても、この当該事業を進める主体でありますので、他人事ということ

はないと承知しております。

○5番（田上英司君） 交通問題1つ捉えても、1日に100台、往復200台大型車が通行するわけです。県内外から産廃が運ばれてくる。ということは、もうこの時点で上益城5町のごみ処理場の問題ではなくて、熊本県のごみ処理場という認識になるのではなかろうかと。熊本県のごみ処理場施設建設という表現が正しいのではなかろうかと思いますが、いかがですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

取り方というものは様々あると承知してございますが、今回整備の計画を進めておりますのは上益城5町の廃棄物処理施設でございます。

○5番（田上英司君） まだ環境アセスメントは交通問題だけではなくて、課長が答弁なさいましたいろいろな問題が含まれていると思いますが、この交通の問題1つ捉えても、これを深掘りすれば、静かな町が大型車が200台行ったり来たりする騒音の町と化す。そして交通事故も懸念されるし、加えてごみの町ではないかというやゆされた言葉、それもありますし、生活道路であるマミコウ道路を主となって車が行く。これはもう農産物の搬送道路だったのがごみ搬送道路になってしまうということなんですが、これは私の考えすぎでしょうかね、お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

交通安全それから交通量の御懸念についてですけれども、現在と比較した場合には確かに車両は増加すると思われます。しかしながら、議員御指摘また御不安のようにならないように、環境アセスメントでの環境影響調査や必要な周辺環境の整備などをこれから進めていくものです。今後この施設が地域から必要とされ、地域活性化の中核となるよう、地域の皆様の声に耳を傾けまして、広域連合やほか4町、また事業者と一つひとつ課題を整理、対策を協議しながら進めてまいりたいと考えています。

○5番（田上英司君） 環境アセスメントに関しては、水問題からたくさんある中で、決して不具合な問題があったとしても、それを隠ぺいすることなく住民に知らせていただきたいと思います。特に水問題は非常に地域にとっては大切なものであります。本年5月に熊本県において世界アジア水サミットというものが開催されましたが、水の汚染などの環境破壊が危惧される、発生するとなれば、将来の子孫に我々の責任は計り知れないと思いますが、くれぐれもその点をどういうふうにお考えですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

廃棄物処理施設の事業計画におきましては、建屋内の床面をコンクリート基礎構造で、汚水の地下浸透が防止をされている計画です。また、施設で発生する廃棄物処理の過程で生じます汚水については、エネルギー回収施設で噴霧処理がされ、敷地外に放流されることはありません。

議員御指摘の水や環境汚染につながらないように、環境アセスメントの調査の評価をもとに事業者、必要な策、また対策を講じるとともに、町としまでも連合それからほか4町とも連携して、この計画の取組みを適正に行われるよう注視してまいりたいと考えています。

○5番（田上英司君） そのようになればそれは素晴らしいことだろうと思います。

以前も事業者側から出されました建設のメリットに関して、どんなものが考えられるとありますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

これまでの答弁でも答弁させていただきましたけれども、想定されるメリットにつきましては、従前の計画よりも環境負荷が軽減をされること、それから民間事業者が施設を整備運営をしますことで、行政による施設整備に係る初期投資、それから維持管理費が不要となり、各町の財政の負担が軽減されること、また当町におきまして、固定資産税などの財源確保ができること、また新たな雇用が生まれることが挙げられます。

また、廃棄物を燃焼する過程において発生するエネルギーそれからメタン発酵施設から出るガスなどによりまして、発電が可能になります。この発電や熱を利用した周辺地域の企業誘致などの可能性は広がるものと考えています。

○5番（田上英司君） 最後に発電という言葉がありました。前回もお尋ねしたんですよね。

その発電によって、御船住民の方々がプラスになるとお思いですか。お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

この発電によります住民へのプラスというものをどう捉えるかということだと思います。発電される電力を住民の方に直接供給することを事業者においても現在も検討されておりますが、現時点においては課題も多い、直接供給する仕組みについては、多い取組みであるのは事実です。

一方で、発電される電力については、事業者、事業所で使うよりもはるかに大きいもの

と聞いておりまして、CO₂排出削減を目指す企業を誘致する際のポイントになるとも考えております。また、施設で生み出される熱源を公共施設それから農業用に供給することも可能となりますので、周辺への企業誘致やエネルギーを利用した取組みが進むことで結果的に地域が活性化すれば、大きなメリットになるのではと考えております。

○5番（田上英司君） 発電のメリットは虚偽答弁ですよ。住民のためにこの発電がプラスになるということはないですね。大きなところは、要するに発電はできるけれども、御船町に送電線はないんですよ。送電線はないですね。送電線は熊本県下にはほとんどないんです。送電線が今余っているのは合志市ともう1カ所、2カ所ぐらいしか送電線は余ってないんですよ。どんなに電気を作っても、住民に渡すことはできないんですよ。でも、住民のためにぜひとも電気をやりたいとなれば、発電することは経済産業省の所管です。これは住民のためにどうしてもこの電気は使うてもろうてやりたいんだとなれば、今度は環境省の所管になるんですよ。1キロ当たり通常であれば、私確認を取りましたがFITとって、固定価格で、1キロ当たり39円、九電で。ところが環境省所管になれば1キロ当たり39円が17円にしかならない。とてもじゃない、利益は出ないんです。だから、電気を作るとしても、その電気は工場の中で使うぐらいしかできないんです。だから、なかなかいろんな問題があるということです。メリットメリットと、住民のためのメリットではないんですよ。企業側のメリットですよ、発電に関してはですね。これは理解できますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘の件に関しましては私も確認をとりましたが、現在、発電される電力を住民の方に直接給与することを事業者において、現在も検討はされております。ハードルは高いということで承知はしておりますが、全く可能性がないということでもないということでございます。ですので、議員の御指摘については、これからそれを踏まえて様々な取組みの中で生かしていきたいと思っております。

○5番（田上英司君） それでは、ごみ処理場建設に関しては、今回はこのくらいにさせていただいて、また次回、続きをさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス対策についてお尋ねしたいことがありますので、質問内容を変えたいと思っております。

○町長（藤木正幸君） お答えをいたします。

御船町における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまで町民の皆様

対し、3密の回避、マスクの着用、手洗い、換気等をはじめとした基本的な感染対策の徹底を呼びかけてまいりました。また、効果的な感染対策として、予防接種法に基づくワクチン接種に取り組み、その接種に当たっては、事前意向調査や電話による予約確認など、計画的な集団接種を行うことで、接種率の向上につながっております。

今回、予防接種法の改正に伴い、新たに設けられた4回目接種につきましても、これまでのやり方を継続しながら、計画的に取り組んでまいります。今後も基本的な感染対策とワクチン接種を行うことで、感染拡大防止に努めてまいります。

○5番（田上英司君） それでは、個別内容の質問ですが、本年5月末の本町の陽性者数を教えてください。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

本町の感染者数につきましては、令和2年2月から本年5月末までにおきまして、令和2年度が6名、令和3年度が194名、令和4年度に入りまして、5月末までに957名の陽性者数で、累計で1,157名となっております。

○5番（田上英司君） 新聞等メディアの情報によりますと、5月25日から4回目のワクチン接種が始まるということですが、本町は4回目はいつから始まりますか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

今回の補正により議案提出しておりますが、5月25日付けで予防接種法の改正があり、4回接種も開始します。なお、集団接種につきましては7月20日頃より御船町のスポーツセンターでやってたんですけれども、それを変えまして役場の第2分庁の庁舎で実施を予定しております。

○5番（田上英司君） わかりました。4回目接種は、これも新聞等々で確認が、60歳以上は全員、18歳から59歳までは基礎疾患のある方で、この通知も全員発送方式か手挙げ方式、手挙げ方式というのは事前申請のことと思いますが、これは本町は以前は全員発送方式でございましたかね、確認させてください。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

今回の追加接種4回目につきましては、3回目接種から5カ月を経過して、60歳以上の方には全員に順次接種案内を送付します。また、18歳から59歳の基礎疾患を有する方につきましては、対象者から事前申告、手挙げ方式による申告があった方のみ接種時期に応じまして接種案内をしてまいります。

○5番（田上英司君）　そこで問題なんですよ。60歳未満の人は、以前は医療・介護従事者の方たちは、基礎疾患がなくても3回目まではできていましたよね。今度は、医療・介護従事者、特にじいちゃん、ばあちゃんたちをお世話されている方たち、こういう方たちは基礎疾患がなければ打てないわけですよ。その例外措置はないんですか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　お答えします。

1回、2回、3回目の接種は、医療従事者は優先して接種をすることができましたが、今回、4回目接種では重症化予防を目的に18歳から59歳の方は、基礎疾患がある方、また重症化が心配されると医師が認められた方が対象となります。例外措置を設けることはできません。現時点では、対象者以外の方の接種をした場合には、間違い接種にあたり、国への報告が必要となります。

また、予防接種健康被害があった場合には予防接種健康被害救済制度の対象外となるということで、予防接種証明書が発行できないなど、本人に不利益が生じる場合があります。

なお、今後対象となるかどうかにつきましては、国で引き続き様々な情報を収集しながら検討していくこととされているため、国の方針により対応してまいります。

○5番（田上英司君）　医療・介護従事者の方たちの例外措置はないということですか。御船町も新聞等で1人、2人、3人、4人と結構ゼロになる日が少ない。やっぱり打ったほうがいいのと、改めてまだ1回も打ったことがない人、これは2回まではセットですよ。1回も打ったことのない人、こういう人たちが希望した場合に、極端に言うと若い人たちが希望した場合は、どう対応されますか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　現在も、初回、2回、3回目接種において、町内の医療機関を中心に、医療機関の協力をいただきながら、接種できる体制を整えております。接種対象により、予約の手法が異なりますが、対象者への通知や町ホームページ、広報紙等を通じて案内しております。詳しくは保健センターに問い合わせいただければと思います。よろしくお願いします。

○5番（田上英司君）　わかりました。そこでまたお尋ね、ワクチンが全国的に余ったときがあったと。日本全国で81万回分廃棄したと。県内では八代も600回分廃棄したという報道もされておりますが、本町ではそういう事案はなかったですか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君）　当町におきましても、5月からは追加接種の対象者数が減少し、使用できる場所が限られたモデルナワクチンについて、廃棄が最小限に収まる

ように、医療機関で取り組んでおられましたが、3瓶、大体45回分が廃棄となっております。

○5番（田上英司君） 見えない敵との戦いですから、大変な作業を伴うというふうには理解しております。そこで、5月8日、これは読売新聞ですが、「反ワクチン団体が過激化、警戒」という記事が出ました。本町においても、このワクチン接種で何千人亡くなったとか、だから接種するのかなとか、そういったきちんとしたチラシが各戸に入っているんですよ。これは反ワクチン団体、Qアノンという団体みたいなんですけれどね。その団体は、各地にリーダーがおるらしい。この団体が御船町にもおるということなんです。これは全国的には、これも5月8日の新聞なんですけど、全国で約6,000人が反対デモをして逮捕されたということで、今から4回目のワクチンが始まる。ここで人的な警戒体制も考慮すべきじゃないかなろうかと懸念しておりますが、いかがですか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） お答えします。

議員がおっしゃいますように、今回の新型コロナワクチンの接種につきまして、一部団体等の中止を求める活動を実施しております。一部の地域では、投函があったことは承知しています。うちの担当課におきましても、新型コロナワクチンの接種は予防接種法に基づく臨時の予防接種で、接種を希望する方が接種できるような体制を整え、接種に対する必要な情報を住民の皆様提供することが責務であると考えております。ワクチン接種を受けるかどうかにつきましては、個人の判断となります。接種におきましては、住民の皆さんが安心して安全に接種できるように、必要な対応を今後もしてまいりたいと思います。

○5番（田上英司君） 最後の質問になりますが、こういうのが我が家の郵便に投函されておりました。PCR検査を無料でやりますよということです。場所は木倉なんですけど、これは御存じですか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） これは存じ上げております。先日保健所とも会議をしまして、御船出張所というのも確認をしております。

○5番（田上英司君） これは信憑性があるところでしょうか。いかが思われましたか。

○健康づくり保険課長（作田豊明君） 今のコロナ禍でありますので、いろいろ、いろんな商売が逼迫しておりますので、この確認はしております。この業者につきましては、保健所と確認しまして、令和3年12月25日に2件ほど開設しまして、今度新たに6月5日に4カ所、御船を含めまして、益城、宇城、松橋、それともう1カ所は頭にありませんけど、

その箇所で今対応をされているそうです。

○5番（田上英司君） 無料というのが何か引っかけますね。これはこれとしていろいろまとめとして、いろいろ質問させてもらいました。時間も迫ってまいりました。

政治の一丁目一番地は、住民の生命身体を守って、福祉を充実させる。そして、今朝ほど井藤議員も言われましたが、そして人間の尊厳を大切にすることが行政の一丁目一番地でないかと思っております。

ごみ処理場の建設問題に端を発して町が分断するようなことが決してあってはならないと思っておるところです。町長も答弁の中で、人と人とのつながりを大切にしたいと答弁されました。私は前回も言いましたように、清らかな政治と人の輪、政清人和と漢字で書くんですが、こういう気持ちを持って住民に耳を傾けて、一体となって政治を、行政をつかさどっていただきたいと切に希望して、質問を終わります。

○議長（池田浩二君） ここで2時25分まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時13分 休 憩

午後2時25分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○7番（森田優二君） 7番、森田です。通告しておりました件につきまして質問いたします。

昨年度3回恐竜博物館について一般質問をしましたが、まだまだ納得いく回答が出ておりません。税金で運営している施設でもあり、町民の皆さんも納得できるように今年度も一般質問を続けたいと思います。

なお、個別の質問に関しましては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 森田議員の恐竜博物館の今後の運営体制について、お答えをいたします。

御船町恐竜博物館は旧博物館時代から25年目を迎え、本町の教育、文化、観光の拠点として一翼を担っております。これまで県内外の多くの方に親しまれ、年間約15万人が訪れる施設となっています。今年度も大型連休期間中に、1日で最大1,700人、10日間で約1万人が来館されています。また、今年度熊本県はモンタナ州と姉妹交流40周年の節目の年を迎えております。併せて恐竜博物館もモンタナ州立大学附属ロッキー博物館と姉妹館提携

10周年に当たり、熊本県・モンタナ姉妹交流協会40周年記念事業として協議した上で、連携した事業を実施することになっています。

恐竜博物館は町内外の保育園から高校等まで利用が多く、自然科学への興味、関心を引き付ける教育的効果を大きく発揮しています。本町の観光のシンボルであり、多くの来館者を町内回遊に結びつけるために、今後とも商工会、観光協会と連携を深めながら、教育、観光両面に寄与できるよう運営を行ってまいります。

その他、個別質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○7番（森田優二君） それではまず、今年度の事業計画について、恐竜博物館から説明を求めます。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

博物館の事業計画につきましては、毎年わくわく体験教室対応プログラムジオスクールを開催しております。また、本年度は熊本県、モンタナ州交流40周年記念事業といたしまして、夏期企画展を共催で8月から10月まで開催します。会場は宇城市にあります熊本県博物館ネットワークセンターで行います。

○7番（森田優二君） 40周年の記念行事は、この会館でするわけじゃないんでしょう。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

40周年記念事業というのは、熊本県が主催して行う事業ですので、ここで行うというものではございません。

○7番（森田優二君） 次に、商工観光課における博物館の今年度の事業計画について、説明を求めます。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

恐竜博物館内にあります交流ギャラリーにつきまして、今年度の事業計画は立案にまで至っていないというのが実情です。

○7番（森田優二君） 冒頭で、なぜ今年度の事業計画を聞いたのか、課長たちはわかりませんか。全然、私が何で聞いたかという意味がわかっていないように思います。去年も3回一般質問をしました。その中で、交流ギャラリーの収蔵物の指摘をしておりますが、両課ともこの収蔵物について全然言ってないんですよ。何を言いたいかというと、収蔵物のかんと何もできない。そういうのが現状でしょう。だから、例えば観光課は、まだあるけれども、今年度は課長も替わったけん、夏休みに向けて商工会と観光協会と、夏休みに

向けたイベントを話す準備をしていますとか、社会教育課はあれを大至急のけて、特別展は無理でも企画展などをしますと、それぐらいの話を期待したんですよ。もう全然そういうのができてない。

それともう1つは、恐竜博物館の運営協議会、これも8年間で1回もしてないんでしょう。だから、もう3月もあれだけ言っているんだから、早目に、夏までに1回ぐらいして、また12月は来年度の計画に向けた協議会をしますと、正直私は最低でもそこらあたりを望んだんですよ。それが全然出てこないというのは、私もちょっとがっかりなんですけれども。

それでは、観光ギャラリー、これは立案してないということですから、それなら1年間利活用はしないということですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

令和3年の12月2日付けで恐竜博物館、上杉館長から、令和4年度1年間の交流ギャラリーに係る使用許可、申請及び使用料減免の申請がなされております。これを受けまして、商工観光課としましては、1年間計画が立てられないかなというところまで至っております。

○7番（森田優二君） もうこの答弁は前回も聞いているんですけども、なぜ今回、また言ってもらったかというのは、次の質問に係ります。

それでは、収蔵物の保管場所が利活用になるのか、これは私は非常に疑問に思います。使用及び減免の許可です、これは要するに減免するわけでしょう。どれぐらいの時間をかけて決定したのか。また、この決定についての最終決裁権は誰にありますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、令和3年12月2日付けで恐竜博物館、上杉館長から令和4年度1年間の交流ギャラリーに係る使用料の申請及び使用料の減免の申請がなされております。その後、令和4年2月20日付けで使用料及び減免の許可を行っているところです。

決裁の最高権者は誰かということですが、こちらは町長ということになります。

○7番（森田優二君） 質問の意味がわかってないですね。どれぐらいの時間をかけて協議をして決定に至ったかというのがまず1問でした。後のほうは町長が決裁権ということで、それはわかります。どれぐらい時間をかけて協議してあるのですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

令和3年12月に申請がなされまして、令和4年2月に許可という形で出しておりますので、その間約2カ月間協議をしたということになります。

○7番（森田優二君） 意味が違うでしょう。2カ月間もこれを協議したんですか。この問題についてはどれぐらいの時間をかけて協議をしたかということを知っているんですよ。課長が替わっているからなかなかそこは難しいところもあると思います。

それでは、今年度になってから、収蔵物の移動に関する協議は実施しましたか。

今年度になってから、要するに、あの収蔵物を移転してくれという、そういう協議はしたかということを知っているんですよ。

○商工観光課長（河地克敏君） 今年度になりましての協議は行っておりません。昨年度12月付けで申請がなされておりますので、今年度に入ってからにはやってないという状況です。

○7番（森田優二君） 聞いたことに対する答弁でいいです。それでは、12月2日に館長から、令和4年度1年間、ギャラリーの使用許可と使用料減免の申請が出ていますが、許可が出ているのが2月8日です。でしょう。許可が出るまでの時間が長すぎると思うんですけども、やはりこんなにいつも長いんですか。許可が出るまでの時間ですよ。約2カ月。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

協議の詳しい中身までは私もわからないところがあるんですけども、今後の活用、収蔵物があるということで、今後の活用あたりも、観光課としましては考えていかなければなりませんので、そのあたりの協議に時間がかかったのかなと考えております。

○7番（森田優二君） 今までというよりも、2月に出しておりますので、まず9月、12月と私は2回一般質問をしているんですよ。その中で、収蔵物を移動できないですかと、移動先を見つけて移動しますという答弁がっております。2月の許可が出る前に、移転についての協議、これは社会教育課ですけども、要するに12月に申請しているわけでしょう。私は9月と12月に一般質問をして、あそこを空けな何も使われんけんという話をしているでしょう。だから、それに対して、12月でまたしているんだから、あの収蔵物を早くなおさなでけん。申請の意味はわかりますよ、1年間と。ところが私が質問しているのに、移動を考えますと言うとっただけ、そこは、この12月の議会の後、2月の許可が出るまでの間に移動についての協議、また申請書の差し替えとか何とかの協議はしてあるのか。館長、どうですか。

○教育長（上杉奈緒子君） お答えいたします。

12月の議会後、移動をさせる場所を検討し、候補地を挙げて十分に巡って調査をしてきたところです。なかなか目指すような候補地が見つからなかったことから、決定までにはまだ至ってないというところがあります。ただ、現在状況を見ながら、候補地となるところをさらに探っている段階ではあります。

○7番（森田優二君） この申請書の最終決定者は町長ということですが、町長もこの報告を見て、納得して最後の印鑑をついているのか、要するに1年間あそこを借り上げておく、料金は無料ですよというこの申請書と思うんですけども、そこはどうですか。

○町長（藤木正幸君） 幾度となく話を持った中で、候補地等も上がってまいりましたが、決定的なものが見つからないという状況の中で、今回、最終決定をさせていただきました。

○7番（森田優二君） 移動場所は、12月の議会後も3月の議会後も、特に3月の議会後は水越小学校あたりはどうだろうかという話もしました。一般質問の中でも、広い倉庫も見つけていますよという話もしました。それだけ私たちは協力しているのに、もう1年間は移動しないということで、これは理解していいんですかね。

今、言ったように、3月の議会でも私たちは提案しているんですよね。なぜまだ決定していないのか。いまだに決定にっていない理由は何ですか。

○教育長（上杉奈緒子君） お答えいたします。

今後発掘作業をするとすると、さらに収蔵物が増えるということも考えられますし、加えて文化財の遺跡等から発掘した文化財の収蔵も兼ねておりました。そこで相当な広さの収蔵庫が必要だということで、そこを探しておりました。条件に合う場所がなかなか見つからなかったというのはそういうこともあります。

また、今水越小学校の話も出てまいりましたが、私たちもそこに関しましては打診をしています。打診をしている最中ですので、まだ十分に住民からの理解を得てからでないと、なかなか先へ進まないというところであります。

○7番（森田優二君） それは、また後から言いますけれども、観光交流ギャラリーは、言うなれば貸館業務があるんですよね。要するにギャラリーを貸して1時間幾らというのがあるんですよ。条例等でも使用料が決められていると思うんですが、昨年の3月にコストコがギャラリーを使用しております。これについては、大体幾らぐらいの使用料が発生しておりますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えします。

昨年2月から、2月25日ぐらいまで、約1カ月間借りていらっしやいます。合計金額が約79万円となっております。

○7番（森田優二君） ギャラリーは昨年の6月ぐらいから収蔵物の置場となっております。

令和3年度、4年度で、4年度も一応1年間ということですので、一応ざっと計算して、使用料は幾らぐらいになりますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

町内、町外の業者、もしくはさらに営利目的か、そうでないかで金額が変わってまいります。コストコの場合で計算してよろしいですか。

○7番（森田優二君） そういう意味でなくて、ギャラリーに今収蔵物があるでしょう。減免措置はしてあります。けれども、これが普通に借りてあるなら、令和3年度、4年度、大体幾らぐらいしますかという質問です。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。大変失礼いたしました。

減免の計算もしておりますで、使用料が約180万円ほどの減免ということで計算をしております。

○7番（森田優二君） それは令和4年度、3年度は幾らになっていますか。

○商工観光課長（河地克敏君） 令和3年度も同様の金額ということになります。

○7番（森田優二君） 令和3年度は6月ぐらいからでしょう。6月から3月までですよ。

4年度は4月から3月までですよ。それで金額が同じと、これはどういうことですか。

○商工観光課長（河地克敏君） 大変失礼いたしました。令和4年度が約180万円ほどということで、それから3年度になりますと約2カ月分になりますので、150万円ほどになるかなと考えています。

○7番（森田優二君） 一応減免措置してありますけど、これは予算にはされなくていいんですかね。これは財政課長に聞いたがわかるでしょう。

では、減免措置をしているでしょう。これについては、予算案を組むんですけど、これには反映しなくていいかという質問です。

○企画財政課長（本田隆裕君） 地方自治法の210条に規定されます総計予算主義、こういった考えに基づきますと、御指摘のとおり、歳入歳出予算に編入する必要があります。

○7番（森田優二君） あのですね、要するに収蔵物が今置いてあるんですけども、今180万円、150万円とかいう話が出ました。もうこの置いてある期間というのは、要するにあ

そこは貸館業務をしているけれども、これが停止している状態なんですよ。この期間の損失、これは計算すると大体幾らぐらいかわかるんですけども、大体、停止しているということは言うなれば損失になるんですよ。そこらあたりは課長はどういうふうに考えているんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

確かに貸館のほうで観光課に計上すべき予算であります。同時に町の博物館という施設でありますので、減免をすることで財政的に削減を考えています。

○7番（森田優二君） さっきから言うように、博物館は税金で運営されているんですけども、特に交流ギャラリーは貸館業務であり、また町民の憩いの場としての活用もともと計画されているんですよ。1年以上使用しない状態、要するにできない状態でおく自体が私はおかしいと思うんですよ。だから、それがわかったから、もう何回も一般質問をして早く移動させてくれというお願いをしているんですけども。やはりいろいろ言うても、これは早く早急に移動してもらわないと、私は困ると思うんです。

それともう1つ、移動する場合の運搬費はどうするんですか。また基金から出しますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

移動の際に関しましても、運搬費というのが発生するかと考えております。運搬費の計上につきましては、早急に場所が確定したら上げていきたいと考えておりますが、これは基金ではなくて一般でお願いしたいと考えております。

○7番（森田優二君） ちょっといろいろ情報を得る中で、変な話を聞いたんですよ。要するに、恐竜博物館、あれは今は、私が今あれしているのは令和4年度を、最終的に2月に1年間の使用と減免の許可が取れたと思っておるんですけども、何かこれは毎年しよらしいですね。1年間の使用目的と減免の措置を、毎年そういう申請をしているような話を聞いたんですけども、そこらあたりはどうですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

博物館の利用の中で、団体のグループが来られたときに、内容の説明をするのに交流ギャラリーを使って説明をするような体制を取っておりますので、早急にそういう団体が、予約はあるんですけども、その対応のために1年間まず借りとして、優先は確かにギャラリーのほうが優先というか、地元が優先となりますが、早急な対応としてお借りしておるという状況であります。

○7番（森田優二君） 前年質問したときも、観光課長が歯切れの悪い回答を言いよったんですけども、ようやく意味がわかりました。はっきり言ってくださいよ。年度当初に1年間の利用計画、それに対する減免、これをしているとでしょう。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

ギャラリーにつきましては、毎年減免の申請というのは上げていたというのは事実であります。

○7番（森田優二君） おかしいと思いませんか。あそこは観光課の所管でしょう。それをもう1年間使用申請して、そしてそれをまた減免の措置を取るなんか、初めから観光課はせんでよかですよと言うのと一緒に私は思うんです。これは普通のと時から年間の使用と減免の措置ができるものですか。これは誰に行きましようか。誰か適当に教えてください。これは総務かな、財務かな。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

現に減免の許可も出ておりますし、設置条例等で減免の規定がありますので、できると解釈をしております。

○7番（森田優二君） ということは、もうギャラリーは観光課の持ち物よりか社会教育課の、博物館の持ち物にしたほうが早いということですか。もともと立てている目的が違うでしょう。それは規定上できるかもしれん。けれどもこういうことをしよったって、もうギャラリーは使用不能になるですよ。もうちょっとそこは庁内で考えてくださいよ。総務課長、どうですか。

○総務課長（野口壮一君） 議員御指摘のように、交流ギャラリーというのは、条例まで作って行政財産としての位置づけがありますので、その目的の趣旨に沿った使い道が一番目的を達成するという形になります。今問題になっています収蔵物です、これを一日も早く撤去をし、本来の施設の目的に沿った利用にすべきだと思います。まだその辺はまた、庁内で話し合って進めたいと思います。

○7番（森田優二君） 私も初めてこれを知りました。知っているなら早くから言うよったばってんですね。やはり誰がどう考えてもおかしいでしょう。あくまでも博物館の便宜上、あそこを早く借りておけば何にでも利用できると、わかりますよ。なら、商工観光課は何も計画できない。私も大概言ってきたんですよ、前の課長も知っておんなはるごと。計画してから商工会とか観光協会と話をして、いろんなイベントをこなさせよと。逆に特別展

を博物館がするとき、半分は貸すから、半分はうちで物産展とかをしますよと、何でもそれくらいの計画がでけんという話をしてきたけれども、もう年間で契約しているならでけんはずですよ。そこまでは全然知りませんでした。けれども、このやり方はおかしい。ぜひとも、総務課長、考えてくださいよ。

次にいきます。収蔵物ですけど、この収蔵物の整理については前回は質問しておりますが。そこでわかったことがあります。整理のやり方です。これが私は非常におかしいと思います。この前も言ったんですけども、採取した岩石を箱に今入れてありますけれども、これは表面の化石があるかないかを見て、なければハンマーで割るでしょう。そして中のほうにも化石があるかないか、そしてなければ、岩石は採取したところに戻せばよかったですよ。この前の話では、表面にないのはまた戻して、それを割ったり何かはせんような話でしたけれども。それはやり方としてそれをしていったら、もう減るどころか、毎年採取してるでしょう、増えるばかりですよ。

だから、やはりそこらあたりは、ちょっと考え方を考えてもらわないと困ると思いますけれども。そこらあたりどうですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

議員の御指摘のとおりです。割って表面になれば、また返すという繰り返しをすれば、どんどん増えていくと、これは物理的にもそうなってまいります。ただ、割っても、割ったほうにもまだ残っているかどうかを調べるという、その作業もあるということなのですが、採取を毎年すれば、これはもう永久的に増えて減りはしませんので、そこは調整ですか、廃棄できるものはしていかなければならないと考えています。

○7番（森田優二君） 誰が考えてもおかしいですよ。ちょっと私も聞いたんですけど。ある博物館関係者にそういった話をしたら、「そら割って、中にも入っとらんならそれは廃棄というか、それは要らんでしょう」と、「そぎゃんせな、片づかんでしょう」という話を聞いております。そういう、今言った話は、やはり博物館の関係者から私も聞いているんですけども。毎年見たら調査費が出ております。今年も採取用の調査費が出ているでしょう。だからやはり私は、この岩石の採取を中止してでも、ここ何年かクリーニングと整理をしないと、さっき言ったように、どうあれしたって、捨てられんと言うし、置いておくならたまるばかりでしょう。それこそ東部小学校の体育館に置かなん。そぎゃん広かところに置かんとすぐ置く場所がない状態になってくると思うんですよ。そこは本気で、今

あるのを整理する。要するにここ何年か採取は止めてでも整理をするというふうに私は思うんですけども、いかがですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今年度も化石調査費という予算を付けております。これは採取のものもなんですが、主にクリーニング作業の費用にもなっておりますので、今年度の採取を調整しながら重点的にクリーニング作業ができるように行っていきたいと考えております。

○7番（森田優二君） 今言うように、クリーニングできるというか、もう採取をするなら、来年度からは予算を議会で承認しないとよかったですね。しないように、そういう働きかけを私はしますよ。まずは整理、これを考えてください。

それと、3月の一般質問の中で、ここ3年間採取した岩石の量とクリーニングした量、これはコンテナ何杯ぐらいになるかということを知っていましたが、これの回答があっておりません。コンテナにはいつ採取したというのがわかるように書いているということでしたので、ここ3年間というところでしょうか。今は無理ですので、明日朝一番に聞きますというか、報告してください。

次に、プレパレーション事業について、これについては基金からはどれだけ充当してありますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

基金からの充当につきましては、平成元年度に34万2,000円、それからまだこれは決算ではありませんが、令和4年度が442万4,000円になっております。

○7番（森田優二君） 令和4年度は計画であって、まだ最終的にどうなるかわかりませんので。

それでは、今の事業は第4次のプレパレーション事業だと思いますけれども、これは令和2年度の当初予算審議のときに、この前3月議会で質疑もしているんですけど、プレパレーション事業の費用弁償が192万円予算計上してありました。これについての説明を求めたら、9泊10日、48万円の2人分の2回分ということで答弁がありました。その2回は、何で2回分かと聞いたら、これは2回ともクリーニングの指導のための予算ですという説明がありました。それで間違いはないですね。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

令和元年度のプレパレーション事業につきましては、7月と11月の2回、技術者招聘と

ということでモンタナから来てもらっています。

○7番（森田優二君） 同じく令和2年度の予算で、同事業の通信運搬費185万8,000円、これも計画してありました。同年に、コロナ禍で事業費合計の377万8,000円が不用額として取り下げてあるんですけれども、クリーニングは実際、令和2年度で終わっているんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

令和2年度で終わって、返却するという予定でした。

○7番（森田優二君） それでは、令和3年度の予算には、荷造りのための費用弁償と運搬費が計上してありました。この荷造りのための費用弁償、これは令和2年度は上げてなかったでしょう。これが何で、令和3年度にその部分が上がってきたのか。

○社会教育課長（緒方良成君） 令和3年度になりますが、その予算の計上につきましては、資料を持ちませんのでお答えすることはできません。

○7番（森田優二君） わからないということですが、令和2年度、これはさっき言ったように、コロナ禍で向こうから来れなかったから、最終的には令和2年度はうちのほうでクリーニングをしてしまいましたというさっきの報告でしたけれども、間違いはないですね。そういうふうに言ったでしょう、令和2年度でクリーニングは終わっていると。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

令和2年度で終わって返すということです。

○7番（森田優二君） 令和2年度は指導員が来るようになっていたのが来なかった。それでうちのほうで、これは4期目ですので、クリーニングはある程度しているから、うちのほうだけでできると思うんですけれども。ですよね、もうクリーニングはできているんですよ。今できていると言うたでしょう。間違いはないんですよ。

何でクリーニングはできているのに、令和3年度に、今度は荷造りして向こうにあれするための費用弁償を、2名も出ているのか。課長は資料を持たないからわからんということですが、誰が考えても、前年度は運搬費まで計画してあった。ところがもうクリーニングをしてしまっても運搬費だけしか計画していないんですよ。それで令和3年度に、何で今度はその運搬をするための費用弁償が組んであるのか、不思議に思いませんか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

返すときには荷造りをしますけれども、この荷造りに関しましては、向こうの技術者の方で荷造りを全部されます。こちらですというものではございませんので、その荷造り

の方法、それから直接的に荷造りを、ロッキーから来て、ロッキーの職員の方がされますので、そこで向こうのロッキーの方の来ていただく費用がかかるというものです。

○7番（森田優二君） 令和2年度には荷造りの費用が組んでないんですよ。だから何で、令和3年度に荷造りの費用が9泊10日の2人分組んであるかということを聞いているんですよ。じゃあ、荷造りは何日かかりますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

滞在時間としましては、大体1週間程度ということになります。

○7番（森田優二君） 1週間程度、7泊8日と9泊10日は違いますよ。何を言いたいのか、根拠のない見積りをしてあるのではないか。それともう1つは、令和2年度にそうやって荷造りのための費用弁償が組んでないのに3年度は組んであった。それなら言いたくないけど、接待交際費なのか、そういう疑いをかけたくなるんですよ。課長、これしこ言われて何も思いませんか。

○社会教育課長（緒方良成君） このロッキーとのプレパレーション事業に関しましては、姉妹提携を結んでおりますので、その中での交流ということになっておりますが、この事業は適切に処理されていると感じております。

○7番（森田優二君） それでは、前回の質疑にも出ておりましたけれども、運搬費がかなり上がっております。運搬費の相見積りは今回取ってあるのか。これはあくまでも3月の質疑に対しての再質問をしようですよ。だけん、運搬費の見積りは取ってないという話だったので、そのときに相見積りは取らんでよかったですかと、取ってくださいよという話だったから取ってあるのか。取ってないならいいです。

それと、そのときに同じく、時期が時期だから金額も倍以上になっていますので、博物館との協議をして、来年度送ったらどうかという、そういう話も出ております。そういったところはしてあるんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

見積りにつきましては、これは1社だけの見積りということになります。それから、返却の時期につきましては、まだ向こうからの回答待ちということで、協議は行っているところであります。

○7番（森田優二君） 協議は行っていますね。もう国際電話料の通話料を調べるとわかるんですよ。本当に協議をしよらんかきちんと言ってくださいよ、ここは一般質問の

議場だから。

次に、もう課長も知っておられますけれども、4月の議会広報紙、これに3月にプレパレーション事業がいろいろ推移がありましたので、広報紙にその基準を載せて、写真を1枚載せようということで、広報委員会で話をして、課長に言って、写真を撮るようにしておりました。ところが、撮れないということで断りの話を聞いたんですけれども、これはどういうことですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

このプレパレーション事業でクリーニングした化石というのは、まだこれからの研究ということになりますので、まだ公開がされておられません。持ち物としましてはロッキーの持ち物になりますので、この許可を得る必要もありますので、基本的にはまだ公開はできないということになっております。

○7番（森田優二君） 熊日新聞には載せて、議会広報紙は小さいですよ。要するに、化石はこういう化石ですよということで写真を撮るということと言ったんですけれど、熊日新聞にはデカデカ載せて、広報紙には載せられないと、それは私はおかしいと思うんですけど。これは誰の指示ですか。教育長はそれもおられるのですか。

○教育長（上杉奈緒子君） お答えします。

熊日に載っていたものは1次のプレパレーションの写真であって、今回議員が撮られようとされたのは、この第4次目のプレパレーションのものであり、まだ帰属は研究機関であるモンタナのロッキー博物館にありますので、まだ公開はできない品物だと捉えております。

○7番（森田優二君） 今置いてあるのは撮影禁止になっていますか。

○社会教育課長（緒方良成君） 展示室に展示してあるのは、撮影はオーケーということになっております。

○7番（森田優二君） 何で撮影禁止にせんとですか。私がそれを撮って載せてもよかったんですよ。けれども議会広報紙に載せるということで一言言ってからと思うてから言ったら駄目と。課長が駄目と言うたんじゃないでしょう、張本人は。誰が言うたんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

これは博物館の学芸員との相談で、そういう指示というか、掲載というか、写真は撮れないという報告がありました。

○7番（森田優二君） だから、写真を撮られないなら撮影禁止を下さいよ。おかしかでしょう。ほかの広報紙ではなかつですよ、議会広報紙ですよ。事業自体、議会が承認しているんですよ。近々とデカデカと載せるわけでもなんでもなか、知つとられるように。非常にこれはおかしいと思います。そこまで言うのだったら撮影禁止ですよ。撮ってからSNSでどこでも送られるとですよ。私たちに言うこととしていることが、言ったらいかんけれども、ちぐはぐ、かみ合っていないと私は思います。

次にいきます。観覧無料の日です。この設定についての経緯の説明をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この無料観覧の日につきましては、町内の方にも広く博物館を知っていただくために、令和4年4月から毎月第3土曜日を町内在住者限定にて観覧無料の日を設定いたしました。併せて、生涯学習としても利用いただけるようにと考えております。この観覧無料の日を設けることで、町内観覧者は増加すると予想されますが、町外の有料来館者も増加できるように努力してまいりたいと考えております。

○7番（森田優二君） この観覧無料の日は、どのように協議して、誰が最終決定したものか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

無料観覧の日につきましては、博物館から提案がありまして、それを協議しまして、最終的には館長の決裁ということで決定しております。

○7番（森田優二君） これは無料だから、年間の入館料はマイナスが発生するでしょう。それをどういうふうに考えていますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

この無料観覧は確かに年間12回開催しますが、この12回の開催でマイナスも予想されますが、この観覧を相乗効果としまして宣伝効果になって有料観覧者も増えるのではないかと、つながるように考えているところであります。

○7番（森田優二君） 個人でするのはプラスであろうとマイナスであろうといいんですよ。

行政がするときには必ず予算が絡んできます。だから、マイナスが発生するので、これは補正予算を組まんでよかったですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

たしか無料ということになりますと、年間想定ではありますが、大体1,000人程度を想定しておりますが、その場合、大体50万円程度ということになります。年間を通して入

館料を考えますので、年度末に最終的に補正するかどうかは判断したいと考えております。

○7番（森田優二君） 財政課長、こういった場合は、もう減額するということがわかっているんですけど、補正予算は組まないでよかったですかね。大体4月からしているということですので、最低でも6月にはすべきと思うんですけども、いかがですか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 先ほども申しましたが、地方自治法210条に規定される総計予算主義の考えに基づきまして、歳入予算に編入する必要があります。年間の歳入の見通しが立った時点で、補正予算を講じなければなりません。なので今回することもできましたし、9月、12月、入館者の推移を見て、見通しが立った時点で補正をすることもできます。

○7番（森田優二君） 次にいきますけど、グッズ販売ですけど、これはグッズ販売は大分私も指摘をしてきました。まだ続けるつもりですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

グッズ販売に対しましては、これも博物館における1つの来館者の楽しみでもあると考えておりますので、今後ともこれは継続してまいりたいと考えております。

○7番（森田優二君） では、原材料費で購入して、その原材料費に2～3割掛けて販売しているということでしょう。この前出たんですけども、これは販売ではなくて、有償の頒布ですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

これは販売として捉えております。

○7番（森田優二君） 1,000万円以上、2,000万円ぐらい売上を上げているんですよね。消費税は大丈夫ですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

消費税に関しましては、これまで御意見をいただいているところですが、税務署等とも協議をいたしまして、申告については必要ないということで回答をいただいております。

○7番（森田優二君） 何で必要ないんですか。

○社会教育課長（緒方良成君） これは、消費税法の適用ということで、税務署からの回答でございます。

○7番（森田優二君） 一般会計の場合は必要ないということでしょう。ところがこれは一般会計ではないでしょうが。一般会計に、仕入、販売の項目はありますか。ないでしょう。

ないことをしているんですよ、今は。だから私が言いよるとですよ。

もう時間もありませんので、次にいきますけど、登録博物館法ですけれども、このメリット・デメリット、なぜこれが必要かをお願いします。

○教育長（上杉奈緒子君） 恐竜博物館というのは、社会教育法に基づいて地方公共団体が設置するものです。資料収集、保管、展示、調査研究をすることを目的とした機関であり、その目的に沿った活動を今やっているところです。

また、恐竜博物館は御船層群の化石発掘調査のための科研費を獲得することも目標にしております。その目標に沿った活動をしていくためには、博物館法の登録が条件となります。そういったこともあって、博物館法は大事にされていると私は感じております。

○7番（森田優二君） この前話したときに、教育長は科研費にはハードルが高すぎるという話をされていたでしょう。ということは、科研費を取るためにこの博物館法が大事なのかというふうに私は捉えな仕方がないんですよ。

では、デメリットは何か、そういったことを考えた場合、これは文科省からの補助金は全然ないでしょう。運営費も博物館の建設費もあっておりません。文科省の所管ですけれども補助金は何もない。それともう1つは、この博物館法があるだけで、民間移行が全然できないんですよ。私は前回も言いましたけれども、指定管理はどうかということを言っております。それを考えるのにメリットよりもデメリットが大きくはないかと思います。

もう時間もありませんのであまり突っ込みはしませんが、今回で4回目の一般質問をしましたが、博物館の問題点がかなり今回も見えてきました。教育的な博物館と観光経済中心の博物館、その隔たりが非常に大きく感じております。公設公営では、私は無理だと思います。それがわかっているから、特別展も単独でせんで企業と共同企画をして開催していると私は思うんですよ。

ちょっと言いましたけれども、民間移行の一番のネックが博物館法と、私はそう思っております。体裁だけの博物館法だったら私は要らないのではないかと。博物館法がなくなれば民間移行もしやすくなると、私は思うんですよ。

前回も提案しましたが、指定管理制度の民間移行を本気で検討していただきたい。最後に、町長の思いを聞きたい。

○町長（藤木正幸君） 博物館の組織に関しましては、今後とも町民のためになるように、館長を中心に前向きに考えていっていただきたいと思います。その後押しは私のほうもして

まいります。

○7番（森田優二君） 以上で終わります。

○議長（池田浩二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時26分 散 会